HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソビエト市民の住宅に対する権利　ー国有住宅を素材としてー（２）
Author(s)	篠田, 優; Синода, Ю
Citation	北大法学論集, 37(3), 71-117
Issue Date	1987-03-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16525
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(3)_p71-117.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

ソビエト市民の住宅に対する権利

――国有住宅を素材として――

(二)

篠田　優

目次

序　章
第一節　研究状況と本稿の意義
第二節　視角――あるいは〝構想〟――と問題状況
第一次資料、略称、訳語
第一章　ソビエト住宅制度の概観
第一節　住宅フォンド
第二節　住宅事情（以上、三七巻一号）
第二章　住居利用権取得手続
第一節　地方ソビエト住宅の場合

第二節　企業住宅の場合
補　節　国防省（等）の居住面積確保と軍勤務者への住居供与（以上、本号）

第二章　住居利用権取得手続

ソビエト市民が自らの意思にもとづいて国有住宅の住居利用権を取得するには、次の二つの方法がある。

(1)　登録→供与者リストの作成→供与　という手続を経由しての取得

(2)　住居交換による取得

本章では、(1)の過程を地方ソビエト住宅の場合と企業住宅の場合に分けて解説する。(2)については、国有住宅の住居利用権が取得された後の、したがって、住居賃貸借契約締結後の契約内容の変更の一種であるので次章で扱う。なお、本章の最後で補節として国防省等の機関の居住面積確保と軍勤務者への住居供与について触れる。このような取り扱いをするのは、行論上の便宜もあるが、国防省の住宅フォンドが国有住宅フォンドのなかで特殊な存在であり、また国防省機関の居住面積確保と軍勤務者への住居供与は、地方ソビエト住宅および企業住宅の両方に影響を与える制度であることによる。

第一節　地方ソビエト住宅の場合

(一)登録手続

地方ソビエト住宅の利用権を取得しようとする市民は、「居住条件の改善を必要とする市民」として地方ソビエト執行委員会に登録されなければならない（基礎19・1）。「立退に伴う住居の供与」（次章）等、とくに法令により定められていない限り、右登録がなされていない市民に住居は供与され得ない（ロシア規則32）。

(1)登録申請

市民が、「居住条件の改善を必要とする市民」として登録されるための手続は、市民による申請からはじまる（ロシア規則12）。受理された申請は、地方ソビエト執行委員会のもとにつくられ

る「住宅問題にかんする社会的委員会」によって点検される[1]（同13）。

この委員会は、地方ソビエト執行委員会副議長を議長とし、労働組合評議会議長を副議長として、さらに地方ソビエトの代議員、社会的組織および労働集団の代表から構成される。委員会の構成委員および委員会の活動手続は、地方ソビエト執行委員会によって承認される（ロシア規則5・2）。

「住宅問題にかんする社会的委員会」による申請内容の点検項目は次のとおりである。すなわち、①申請者が現在居住している住居はいかなる機関に帰属しているか（地方ソビエトか、省庁か、住宅建設協同組合か、個人所有か）、②何部屋から構成され、③それぞれ何平方米か、④部屋は独立しているか隣接しているか[2]、⑤何階建ての建物の何階にあるか、⑥建物の状態（石造か木造か、老朽化しているか、など）、⑦フラットは一家族で使用されているか、二以上の家族で使用されているか（＝「共同住居」か否か）、⑧部屋の明暗、乾湿、⑨設備状況（上下水道はあるか、暖房設備、浴室はあるか、など）、以上少なくとも九項目にわたって点検がなされる（ロシア規則・付表二号）。

これらの点検を経たのち、「住宅問題にかんする社会的委員会」は、当該申請市民を登録するか否かを検討する。

ところで、登録申請にかんして、従来（旧〈ロシア規則〉――一九六四年二月六日採択――）は次のように規定していた。すなわち、

「独自の住宅フォンドを有さず、また住宅建設を行なっていない企業・施設・組織の労働者・職員の居住場所での[3]居住面積受けとりのための登録申請は、勤務先に提出され、労働組合工場委員会の住宅＝生活小委員会によって点検される。点検資料にもとづき企業・施設・組織の管理当局および工場委員会は勤労者代議員地方ソビエト執行委員会に対し従業員を登録するよう要請ходатайствовать する」（旧規則[4]三条二項）。同時に、現行規定と同様に、「受理された登録申請は……住宅問題にかんする社会的委員会によって入念に検討される」（旧規則三条一項）と規定されている。

したがって、従来の登録手続では、第一に、地方ソビエト執行委員会に登録されるべき場合（居住場所での登録）であっても、市民は企業の労働組合の機関に登録申請をおこなうとされていた。第二に、住宅＝生活小委員会の点検、企業の管理当局、工場委員会による要請という形で、登録の可否について企業側の一定のイニシアチヴが働いていた、ということがわかる。

これに対して、現行規定では旧規則三条一項の如き規定を置

くのみである。このちがいはいかに理解されるべきか。少なくとも規定の文言をみる限り、地方ソビエト執行委員会に登録されるべき場合においては、企業側のイニシアチヴが発揮される余地はなくなった、と理解できる。とすれば、現行〈ロシア規則〉は、この限りにおいて、地方ソビエトの権限を強化する、いわば、部門原理から地域原理への一定の移行を示している。もっとも、規定の文言の変化のみから、そこまで言い切ってしまうのはやや性急かもしれない。しかし、一九五七年七月三一日決定（一章）以降の一連の法令のなかで、省庁フォンド住宅の地方ソビエトへの漸次的移管[5]、地方ソビエト執行委員会が統一注文者となって住宅建設を推進するという方法の拡大・定着[6]、という二つの方針が一貫して出されている。この二つの方針は、いずれも、住宅の建設・分配・管理のそれぞれに関して省庁ないしは企業がもつ権限の一部あるいは全部を地方ソビエトに移すことをめざしている。したがって、現行〈ロシア規則〉から旧規則三条二項の如き文言が取り去られていることも右二つの方針に呼応するものと理解してよいと思われる。

(2)登録要件

居住条件の改善を必要とする市民として登録されるためには、原則として[7]、当該居住地域населенный пункт[8]に恒常的に居住していることが必須条件とされる（ロシア規則8・1）。「恒常的居住」は居住者登録証прописка[9]によって証明される。

市民は、右の必須条件を満たし、さらに〈ロ住29〉の定める次の六つの要件のいずれかを満たした場合、「居住条件改善必要者」として登録される。なお、これらの要件は、文言上の若干の修正はあるものの旧〈ロシア規則〉と実質的にかわるところがない。

①家族構成員一人あたりの居住面積が、自治共和国大臣会議、道（クライ）・州・モスクワ市・レニングラード市人民代議員ソビエト執行委員会によって定められる規準を下回っている市民

②所定の衛生的・技術的要求に応えていない住居（家屋）に居住している市民

③一つのフラットで共同で居住することが不可能となるような慢性病の重症患者が家族構成員の中におり、かつ、複数の家族によって占有されているフラットに居住している市民

④親族関係のない二以上の家族が、隣接して独立していない部屋に居住している住居に、居住している市民

⑤季節労働者、一時的労働者、期限つき労働契約にもとづいて労働している者、ならびに教育と関連して入居している者を除く、寮に居住している市民

⑥国有住宅フォンドならびに社会的住宅フォンドの家屋の転借人として、あるいは住宅建設協同組合の家屋または個人的所有権にもとづき市民に帰属している家屋において、賃借人として、長期間居住し、かつ、他に居住面積を有していない市民

これらの要件のうち、最も一般的・包括的であり、したがってその意味で最も重要なのは、①である。以下、①で定められた規準面積を「登録規準面積」とよぶ。

この登録規準面積は、当該地域において現に保障されている平均居住面積、居住に適さない住居に居住している市民の数、住宅建設計画、住宅フォンドの減価償却、老朽家屋の取り壊しの必要、等を考慮したうえで定められる。[10] したがって、登録規準面積は、住宅建設計画が首尾よく実現され、当該地域において現に保障されている平均居住面積が向上すると、それに伴って漸次引き上げられることが予定されている。[11]

登録規準面積の具体的設定については、〈基礎19・3〉により連邦構成共和国の法令に委ねられている。多くの共和国では、ロシア共和国同様、行政機関が決定することになっているが、トルクメン、アゼルバイジャンの二共和国ではソビエト（＝立法機関）自身が決定することとされている。[12]

さて、モスクワ市の場合、〈モスクワ16〉によれば、登録規準面積は一人あたり五平方米とされている。だが、ロシア共和国の場合、居住面積規準（本節㈢参照）が従来の一人あたり九平方米（ロ住38）に引き上げられたことと関連して、登録規準面積も引き上げられた可能性がある。というのは、居住面積規準の設定の際に考慮される諸事由は、登録規準面積設定の際のそれと同じと考えられているからである。[13]

〈基礎〉の採択により、登録規準を下回っている限り、登録申請者およびその家族構成員がいかなる住宅フォンドに居住していても登録される、こととなった。[14] これは、住宅建設協同組合住宅に組合員として入居している者、個人所有住宅に所有者として居住している者は、健康状態や子どもが多い等の特殊な事情がある場合にのみ例外的に登録される、とされていた従来の規定（モスクワ16）を改正するものである。

ところで、国有住宅の利用権を取得するには、何よりもまず居住条件改善必要者として登録されなければならないとすると、ソ連のように住宅が不足している社会においては、登録されるために故意に自らの居住条件を悪化させる行為に出る者が生じることは半ば避け難い。悪化行為の態様としては、住居交換・分割・個人所有家屋の譲渡、住宅建設協同組合からの脱退、住宅の破壊あるいは毀損、等さまざま考えられるが、このような

居住条件の悪化行為に対して、ウズベク・トルクメン・モルダヴィア・エストニア・ウクライナ・ラトヴィアの各共和国の住宅法典では、右行為者を居住条件悪化行為の時から五年間登録しない、とする趣旨の規定を置いている。[15] ロシア共和国の住宅法典には、何故かこのような規定がない。[16] ある論者は、まだ多くの市民が居住条件の改善を必要としている現時点では、居住面積の公正な分配を保障するために、憲法上の住宅に対する権利を濫用する市民との闘争を強化することは極めて重要である、とし、故意による居住条件悪化行為に対するサンクションが定められていないことを立法の不備として批判している。[17]

登録に関しては、さらに注意しておきたい重要な点がある。それは、既に示した登録要件を満たしていなくとも登録される一連の市民が存在することである。彼らは登録における特典享有者と呼ばれる。いかなる市民に特典を与えるかは地方ソビエトの決定に委ねられている（ロシア規則7）。そこで、ここでは〈モスクワ〉をみてみよう。〈モスクワ〉によれば、次の五つのカテゴリーの市民が、一般的登録要件を満たさなくとも登録され得る。

①「共同住居」に居住し、かつ一人あたり九平方米未満の居住面積を占有している大祖国戦争[18]の身体障害者（モスクワ3）

②勤労生活および社会生活において積極的に自らの能力を発揮し、かつ「共同住居」に居住し、居住面積が一人あたり七平方米未満の大祖国戦争参加者（同5）

③「共同住居」に居住している大祖国戦争の参加者であるところの独身女性（同6）

④一六歳未満の子どもが三人以上いて、独立の住居が保障されておらず、家族構成員一人あたり七平方米未満の居住面積を占有している市民（同8）

⑤双生児が誕生した家族で、双生児誕生の日から一年間一人あたり七平方米未満の居住面積を占有しているか、または「共同住居」に居住している市民（同9）

以上五つのカテゴリーの市民は、第一に、一人あたりの居住面積が五平方米を越えても登録される点で、また第二に、「共同住居」に居住していることにより登録される点で、一般市民よりも優遇されている。既にみたように、一般的登録要件によれば、たんに「共同住居」に居住しているというだけでは登録されない。

(3)登録決定

「住宅問題にかんする社会的委員会」は、登録申請者が、右に述べた一般的登録要件を満たしているかどうか、また特典享

有者たりうるかどうか検討し、その結果、登録すべきであると判断すると、地方ソビエト執行委員会に対し、当該市民を登録するよう提案する（ロシア規則13）。この提案自体は法的拘束力をもたないが[19]、登録するか否かについての実質的な検討は右社会的委員会で尽くされているところからみて、通常は、事実上、右提案をもって登録の可否が決まるとみてよいと思われる。右提案をうけた地方ソビエト執行委員会は登録決定あるいは登録拒絶決定を下すが、その際、右社会的委員会が必ず参加しなければならず、この参加のもとに合議制の原則により決定が下される。社会的委員会の参加のない公務員だけでなされた決定は違法とされる[20]。

登録するか否かの検討期間は、登録申請の受理から一カ月間で、決定内容は書面により市民に通知される（ロ住31）。

住居は、登録決定が下され、登録簿に記載された順に供与される（ロ住33・1）。もっとも、このことが言えるのは、同一登録簿に記載されている市民の範囲においてである。実は、登録簿には二種類ある（ロ住33・2）。一般被登録者用のものと「第一順位権者」用のものである。第一順位権者とは、住居供与において優先的に取り扱われる市民カテゴリーのひとつで、具体的には〈基礎20〉に定められている（詳しくは㈡）。したがって、居住条件改善必要者として登録された市民に、最終的にどのような順番で供与されるかは、当該年次の住宅分配計画作成の段階で一般被登録者と「第一順位権者」としての被登録者の比率をいかに定めるかを決定したあとでなければ明らかにならない。この過程は、登録手続の次の過程である。

登録は、毎年一月一日から四月一日までの期間に、地方ソビエト執行委員会によって更新される。更新の過程で必要がある場合には、執行委員会は、被登録市民の居住条件を補足的に点検する（ロシア規則19）。

(4)登録抹消

居住条件改善必要者として一旦登録された市民は、法律に定められた場合を除いて登録から抹消されることはない。登録が抹消されるのは次の場合である（ロ住32）。

①登録後に、居住条件が改善され、その結果、住居供与のための根拠がなくなった場合

②恒常的居住のために他の居住地へ転出した場合

③登録の根拠となった居住条件の改善必要性について、事実と合致しない情報を提出文書に記載した場合

④登録するか否かを決定するに際し公務員の違法行為があった場合

以上四つの場合には登録が抹消される。

登録からの抹消は、登録決定を下した機関、すなわち地方ソビエト執行委員会、の決定によってなされる。この場合においても「住宅問題にかんする社会的委員会」の提案が必要とされる(ロシア規則20)。地方ソビエト執行委員会は、登録から抹消された市民に対し、その旨書面により通知しなければならない(ロ住32)。

(二)住居供与者リストの作成

一　地方ソビエト執行委員会は、毎年、国民経済発展計画が承認されたのち、その年の住宅分配計画を作成する(モスクワ24)。

その際、次のようなファクターが考慮される。すなわち、新築住宅数、人口移動、登録されている市民の数および家族構成、取り壊されなければならない老朽家屋に居住している市民の数、分配過程において特典を享有する諸々の市民のカテゴリーおよびその数、等々である。[21]

二　ここで、最も問題となるのは、いかなる市民が特典を享有するのかということであろう。一章で触れたように、ソ連社会はいまだに住宅不足を克服しきれない社会である。そのような社会に生きる市民――とりわけ居住条件のさらなる向上をめざそうとする市民――にとって、いかなる市民が特典を享有するかという問題は、重要な利害関心の対象とならざるを得ない。

では、いかなる市民が優先的に取扱われるか。次の二つに大別できる。「第一順位」で住居を供与される市民――以下、たんに第一順位権者とよぶ――と「順番を待たずに」供与される市民である。

第一順位権者とされているのは、以下の市民である(基礎20)。

①大祖国戦争の身体障害者ならびに死亡または行方不明となった兵士(パルチザン)の家族、および所定の手続でそれと同視される者[22]

②ソ連邦英雄[23]、社会主義労働英雄[24]、および栄誉勲章[25]・労働栄誉勲章[26]・「軍務報国」勲章[27]のそれぞれ勲一、二、三等を授与された者

③所定の手続で認定される疾病リスト[28]に掲げられたある種の慢性難病に罹患している者

④国内戦および大祖国戦争の時期ならびにその他のソ連邦防衛上の軍事作戦の時に出動命令の出ている軍隊の中にいた者、国内戦および大祖国戦争のパルチザン、ならびにソ連邦軍事作戦に参加したその他の者

⑤第一級、第二級身体障害者[29]

⑥国家的または社会的義務の遂行、人命救助、社会主義的所有ならびに法秩序の防衛にかんするソ連邦市民の義務の遂行の際、死亡した者の家族、および生産現場で事故死した者の家族

⑦生産分野で長期間誠実に働いた労働者・職員[30]

⑧「母親英雄」称号[31]を授与された母親、子だくさんの家族[32][33]ならびに独身の母

⑨双生児が誕生した家族

以上九カテゴリーの市民が「第一順位権者」とされている。なお、連邦および連邦構成共和国は、法令によって、他のカテゴリーの市民にも第一順位権を与えることができる（基礎20・2）。

以上の第一順位権者をグループにまとめてみると、ソ連邦の防衛に貢献した者（①②④）、経済・社会・文化の発展に貢献した者（②）、職務遂行に忠実・誠実であった者（②⑥⑦）、子どもの多い家族（⑧⑨）、身体障害者ないしは病人（①③⑤）が優遇されていることがわかる。これらのうち、子どもの多い家族と身体障害者、病人を除いた市民は、「社会的に有用な活動」を行なった者と、理解されている[34]。

ところで、これらの第一順位権者は――第一順位権という呼称は用いられていなかったものもあるが――戦争参加者を除き〈基礎〉において初めて登場したものではない。大祖国戦争の身体障害者および大祖国戦争で死亡した兵士の家族については、既に一九四五年九月二一日付人民委員会議決定[35]および一九六五年三月六日付ソ連邦大臣会議決定[36]で彼らに優先的に住居が供与される旨が定められている。各種「英雄」「勲章」を授与された者については、それぞれの「英雄」「勲章」の設置を定めた幹部会令において、病気罹患者および戦争とは関係のない身体障害者については、結核に関し一九六〇年一〇月七日付ロシア共和国大臣会議決定[37]において、結核以外の病気・身体障害に関し〈モスクワ11〉において定められている。また、「生産分野で長期間誠実に働いた労働者・職員」という表現は見当らないが、ほぼそれに相当する規定が旧〈ロシア規則〉に見られる[38]。「子だくさんの家族」については、一九六六年一一月二三日付ウクライナ共和国最高ソビエト幹部会令「ウクライナ共和国における居住面積の分配手続規程」第一七条に「三人以上子どものいる家族」という表現がある[39]。双生児が誕生した家族の優先については、〈モスクワ9〉に定めがある。

このように、〈基礎20〉が列挙している第一順位権者は、戦争参加者を除き何ら新しいものではない。戦争参加者についても、法令上の根拠はないが、住居供与実務においては戦争に参加し

たというファクターが事実上かなり有利に働いたという指摘がある。[40] したがって、〈基礎〉は既に行なわれていた実務を追認したにすぎず、この点でも新しさはない。そうすると、〈基礎20〉が第一順位権者を列挙したことの意義は、従来共和国や地方のレベルで定められていたこと、あるいは政府決定のレベルで定められていたことを、初めて連邦のレベルで、かつ法律として定めたことに求められる。この点をとらえて、ある論者は、住居供与順位の遵守される可能性が高まり、行政に対する監督がより容易になった、と述べている。[41]

三　ところで、〈基礎20〉の列挙する第一順位権者は一般の被登録市民と比べてどの程度優遇されているのだろうか。この点については〈ロシア規則〉、すなわち共和国レベルの法令においても何ら具体的に定められていない。州、市ソビエトのレベルで定められていると考えられる。[42] したがって、断片的にしかわからないが、たとえばモスクワ市では、一九八二年五月一〇日付モスクワ市ソビエト執行委員会・モスクワ市労働組合評議会共同決定により、大祖国戦争の第一級、第二級身体障害者、大祖国戦争の参加者、「母親英雄」称号を授与された婦人、双生児が誕生した家族、四人以上子どものいる家族、結核患者等の慢性難病罹患者には、登録後一年以内に住居が供与される。[43]〈基礎20〉の列挙する他の第一順位権者には別の期間内に住居が供与される。[44] これに対し、一般被登録市民をモスクワ市の現行規定がどのように扱っているかは不明である。従来の規定、すなわち〈モスクワ〉においては、一般被登録市民について、一定年数以内に、あるいは一定年数経過後に住居が保障されるとする規定は存在しない。したがって、少なくとも一九八二年五月以前のモスクワでは、一般リストに登録された市民は、何年でも住居供与を待たなければならないという事態を甘受しなければならなかった。この点について右一九八二年五月一〇日決定でいかなる変化があったかあるいはなかったか興味深いところである。因に、大祖国戦争の身体障害者の市民は登録後一年以内に住居が保障されるとする現行のモスクワ市の規定は、いずれも従来の住居保障期間を大幅に短縮している。たとえば、従来最も保障期間が短かった「軍事上の義務遂行の際、またはそれが原因で身体障害者となった者」においても、「第一級身体障害者の場合――登録後一年経過後に、同じく第二級の場合――登録後二年経過後に、同じく第三級の場合――登録後二―三年経過後に」（傍点引用者）住居が保障される、と規定されていた。[45] したがって、現行規定において一般被登録者の保障期間について何ら手当てがなされていないとすれば、第一順位権者と一般被登録

録者の間の格差は、少なくとも法令の上ではさらに広がったことになる。

以上はモスクワ市の例であるが、クラスノダール道(クライ)の登録[46]・供与規則（一九八四年一二月二六日採択）を素材に住宅供与のあり方を検討した論文の中に次のような記述がある。すなわち、クラスノダールでは「一般リストの期間の四分の一以上の期間が経過した時、彼ら〔第一順位権者〕に居住面積が供与される」[47]。この箇所の意味をいかに理解するかは必ずしも一義的ではないと思われるが、ひとつの読み方としては、クラスノダールでは、一般の被登録市民にも住居保障期間があるが、第一順位権者はその期間の四分の一の期間で住居が供与される、と読むことが可能である[48]。このような理解に立ってモスクワ市の場合と比較するとき、一般の被登録市民にも住居保障期間が定められているということが重要な特徴として浮びあがってくる[49]。

さて、以上モスクワとクラスノダールの例を示したが、いずれも限られた地域の事柄であり、したがってそこから第一順位権者が一般の被登録市民と比較してどの程度優先するのかという問題への一般的解答を引き出すことは困難である。敢えて言うとすれば次の二つのことが言えようか。

第一に、一般の被登録市民には住居保障期間が定められていないことがあるのに対し、第一順位権者にはそれが定められている。

第二に、一般の被登録市民のために住居保障期間が定められている場合でも、第一順位権者には、それよりも「かなり早く」[50]住居が供与される。

四　では、〈基礎20〉に列挙されている第一順位権者のそれぞれのカテゴリー相互間における優劣関係についてはどうか。この点については、既に述べたように、モスクワ市では、八二年五月一〇日決定により、大祖国戦争の身体障害者、大祖国戦争の参加者等には登録後一年以内に住居が供与され、それ以外の第一順位権者には別の期間内に住居が供与される、と定められている。つまり、少なくともモスクワ市においては、〈基礎20〉に列挙されている第一順位権者であっても、その内部においては、一定の優劣関係が存するわけである[51]。しかし、このような実務に対しては批判がある。たとえば、ある論者は、住居供与機関（地方ソビエト執行委員会、省庁、企業、社会的組織）は、特定年度における居住面積分配計画の策定において、〈基礎20〉の列挙する第一順位権者のうち特定のカテゴリーの市民を他に優先させる権限を有することは否定しないが、あくまでも「〈基礎20〉に示されている市民は皆、第一順位で居住面積を受け取る

ことに対して平等の権利を有する」のであって、したがって、「これらの市民〔＝第一順位権者〕に対する居住面積供与順位を、登録された時期にしたがってではなく、〔たとえば〕〈基礎20〉に列挙されている市民カテゴリーの順序で定めるということは許されない」と主張する。[52] このような見解からは、八二年のモスクワ市の決定は、〈基礎20〉に列挙されている諸々の第一順位権者相互の優劣関係が、特定年度に限られておらず固定化されている点で批判されることになろう。

五　次に、「順番を待たずに」住居が供与される場合についてみてみよう。まず、ここでいう「順番を待たずに」ということの意味であるが、それは〝順番待ちリストに載ることなく〟という意味である。つまり、居住条件改善必要者としての登録を経由することなく住居が供与されるのである。[53] したがって、「順番を待たずに」住居が供与されるというのは、居住条件改善必要者として登録されている市民にのみ住居が供与されるというソビエト住宅法の原則（基礎19・1）の例外にほかならない。次のような場合に、「順番を待たずに」住居が供与される。

①天災により住居が居住に適さなくなった場合――右住居の居住者に（ロ住37・1号）

②元々居住していた住居から養育のために国家児童施設、あるいは親族、後見人、監護人のもとへ引きとられていった者の養育期限が到来したが、元々居住していた住居が返還され得ない場合――養育期限が到来した者に（ロ住37・2号）

③違法な有罪判決の結果、住居利用権を喪失した市民[54]に対し、従来利用権を有していた家屋が取り壊されたり、他の市民に所定の手続により供与された等の理由により、住居を返還し得なくなった場合――違法な有罪判決を受けた右市民に（ロシア規則26）

④教育・文化・保健・商業・生活上のサーヴィス・裁判所・検察の施設、および国家統計機関、職業・技術教育にかんするソ連邦国家委員会システムの、都市の職業・技術学校、ソ連邦陸海空軍義勇協力会の教育・スポーツ組織、ならびに区の中心地および農村地域にある通信企業、の労働に配属される若い専門家молодые специалисты[55]に供与されるべき省庁住宅がない場合――右若い専門家に（ロシア規則27・2）

地方ソビエト執行委員会は、「順番待ちをさせることなく」住居を供与する。また、

⑤居住条件の改善を必要とする三〇歳未満の初婚の夫婦には、最低限度として一部屋が供与され、第一子が誕生した場合には婚姻締結後最初の三年間一部屋のフラットが供与される（ロシ

ア規則28・1)

以上をみると、①～④については、順番を待たずに住居が供与されるという規定がなければ、いずれも本人の責に帰すことのできない事由により、いわば〝宿無し〟状態に陥る危険がある場合であり、その意味で①～④は、緊急的措置とみることができる。これに対し、⑤は、住居の緊急的供与がなければ、たしかに極めて劣悪な条件に陥る場合ではあるが、その適用される場合が三〇歳未満の初婚の夫婦、あるいは第一子が誕生した場合に限られているところからみて、緊急的措置というよりは、むしろ人口政策[56]を反映した規定と思われる。

なお、順番を待たずに住居が供与される場合は、以上①～⑤に尽きるわけではない点に注意しておきたい。第一順位権者の場合と同様に、〈ロ住37〉三号で、連邦およびロシア共和国は、自らの定める法令によって順番を待たずに住居が供与される他の場合を定め得る、とされている。

さて、地方ソビエト執行委員会は、以上に述べた第一順位権者、順番を待たずに住居が供与される市民の数、および本款のはじめに述べたその他の諸ファクターを考慮しつつ、各年度の住居分配計画をたてる。この際も登録手続同様「住宅問題にかんする社会的委員会」が参加する[57]。策定された計画にもとづき当該年度に住居が供与される被登録者リストが作成され、市民に公開される（ロシア規則31)。

(三)住居供与手続

住居供与手続とは、特定の市民に特定の住居を供与する手続である。この手続が開始されるためには、地方ソビエト執行委員会が供与の客体としての住宅の業務管理権を有しているという前提がなければならない。したがって、次の二つの条件がとのった時点で、供与手続が開始される。第一は、住宅建設の注文者としての地位にもとづき、地方ソビエト執行委員会が請負人から建設された家屋の引き渡しを受けることであり[58]、第二は、住宅利用管理署から、地方ソビエト執行委員会の一部局であるところの住宅登録・分配課が、市民が転出したことにより特定の住居が明け渡されたことについて通知を受けることである[59]。

(1)供与決定

以上二つの条件を満たすと、「住宅問題にかんする社会的委員会」は住居が供与されるべき市民の居住条件を改めて点検し(本節註（1）参照)、地方ソビエト執行委員会に対し当該市民への供与決定を下すよう提案する(ロシア規則34)。この提案にもと

づき、右社会的委員会の参加のもとで地方ソビエト執行委員会が供与決定を下す。

供与の際には、次の五つの条件が守られなければならない。

第一に、居住条件改善必要者として登録されている市民に対し供与される居住面積は、連邦構成共和国の定める最低供与面積以上で、同じく連邦構成共和国の定める居住面積規準以下の範囲でなければならない。このように、供与されるべき面積の範囲の設定は、連邦構成共和国に委ねられているが、このことは〈基礎9〉の五号によって基礎づけられる。すなわち、同条は、「住宅諸関係のソ連邦の権限外の規制領域において、以下のことを連邦構成共和国の管轄とする」として、その五号に「居住条件の改善を必要としている市民の登録、住居の供与ならびにその使用手続の設定」と規定している。もっとも、供与されるべき面積にかんする諸規準(ノルマ)のすべてについて、その設定を共和国に委ねているわけではない。供与されるべき面積の上限である居住面積規準は、〈基礎22・1〉により、「一人あたり九平方米を下回らない広さで、連邦構成共和国の法令によって定められる」とされており、その限りで共和国の権限に限定がつけられている。

このことを、ロシア共和国について、より具体的にみてみよう。

最低供与面積については、〈ロシア規則42・2〉で次のように定められている。

「住居は、自治共和国大臣会議、道(クライ)・州・モスクワ市・レニングラード市人民代議員ソビエト執行委員会によって定められる一人あたりの広さに従って、市民に供与される。ただし、〔その面積は〕自治共和国・道(クライ)・州・モスクワ市・レニングラード市の居住地域における国有住宅フォンドならびに社会的住宅フォンドの家屋において現に保障されている平均居住面積を下回ってはならない」。

したがって、最低供与面積の具体的数値は、地方ソビエトのレベルの決定をみなければわからないが、序章で述べたように、現在このレベルの官報を系統的に入手できないため、数値を確定することはできない。一章二節で行なった推定が正しいとすれば、モスクワ、レニングラードにおいては、一人あたり七平方米から九平方米の間に最低供与面積が設定されていると考えられる(一章二節註(11)参照)。

これに対し、供与される面積の上限である居住面積規準は、住宅法典で、一人あたり一二平方米と定められている(ロ住38)。

以上が、供与される面積についてのロシア共和国の原則であ

るが、例外的にこの範囲をこえて供与される場合が二つある。ひとつは、供与の際に守られなければならない他の条件（とりわけ、後述の第五の条件）を満たすために居住面積規準をこえざるを得ない場合には、右規準をこえて供与されなければならない。[60] いまひとつは、居住面積規準をこえた追加面積利用権を有する市民に供与される場合である（いかなる市民がこの権利を有するかについては次章参照）。もっとも供与される市民の側には追加面積利用権はあっても追加面積請求権はない。つまり、追加面積を供与するか否かは地方ソビエト執行委員会の裁量に委ねられている。[61] ゆえに、この場合には、〝供与されなければならない〟のではなく〝供与され得る〟にすぎない。

第二に、原則として一家族に対し独立した一フラットを供与しなければならない（基礎18・1）。この原則がどの程度厳格に守られているかどうかは定かでないが、[62] 少なくとも「隣接」部屋＝非独立の部屋の供与、および一家族用に設計されたフラットへ複数の家族を入居させることは許されない。[63]

第三には、住居は、市民の健康状態および他の注目に値する事情を考慮して供与されなければならない（ロ住41・2）。たとえば、身体障害者や病人に供与する場合には、一階あるいはエレベーター付の住居でなければならない。[64]

第四に、供与される住居は、当該居住地域の条件に応じて設備の整ったものであらねばならず、所定の衛生的・技術的要求に応えるものでなければならない（基礎23・1）。

第五に、夫婦を除く九歳以上の男女が同一の部屋に居住せざるを得ないような住居供与は許されない（同23・2）。たとえば夫婦と九歳以上の長男、長女により構成される家族に対し二部屋しかないフラットを供与することはできない。

(2) 入居許可証の交付

供与決定が下されると、入居許可証が交付される（基礎25・1）。

入居許可証は、国有住宅および社会的住宅に入居するための「唯一の法的根拠」となる文書である（同右）。この意味で、入居許可証の交付は、市民の「住宅に対する権利」の実現過程において、極めて重要な意義をもっている。より詳しく説明すると次のようになる。

入居許可証が交付されるまでは、憲法上の「住宅に対する権利」は、いまだ「潜在的」[65] なものにとどまっている。だが、入居許可証が交付されることによって、この権利ははじめて主観化される。言い換えれば、居住条件改善必要者として登録されていた市民は、入居許可証が交付されることによってはじめて

民事上の権利を取得する。[66] この権利は、具体的には、賃貸人となるべき他方当事者（＝住宅利用管理署）に対する住居賃貸借契約締結請求権としてあらわれ、住宅利用管理署はこの請求を拒むことはできない。このように、入居許可証の交付は、市民が関与する法律関係の舞台を行政的法律関係から民事的法律関係へ移行させる、いわば〝転轍点〟としての機能をもっている。入居許可証の交付が市民の住宅に対する権利の実現において極めて重要といったのは、まさにこの意味においてである。

ところで、この〝転轍〟機能は、権利救済の場面においてさらに重要な意味をもってくる。というのは、序章において既に述べたように、ソビエトでは民事上の権利が発生していない限り、法的利益の救済を裁判所に求めることは原則としてできないからである。したがって、登録要件を満たしているにも拘らず登録が拒絶されたり、供与決定が不当に取り消された場合でも、入居許可証が交付されていない段階では、民事上の権利が未発生なために、裁判所に救済を求めることはできないのである。[67] この段階では、行政的救済――代表的なものは、上級機関への不服申立――に頼るしかない。もっとも、このことから、直ちに、ソビエトでは行政的法律関係において侵害された法的利益の救済が制限されている、と結論できるかどうかはひとつの問題である。この点は四章で検討される。

入居許可証が交付されず、したがって民事上の権利がいまだ発生しない段階の権利救済の概要は以上のとおりだが、入居許可証が一旦交付されると状況は一変する。すなわち、入居許可証が交付されないうちは、住居供与機関の供与決定は――それが適法なものであれ、違法なものであれ――供与機関により取り消されうる。この取消により、入居許可証交付の根拠がなくなるので、民事上の権利が発生する可能性もまた閉ざされる――取消が違法な場合には、行政手続で救済を求めることになる――。だが、入居許可証が交付されると、たとえ違法な供与決定（登録されていない市民に供与決定が下された、供与の際に守られていなければならない条件が守られていない、地方ソビエト執行委員会が管轄権をもたない住居に供与決定が下された、等）にもとづいて交付された場合でも、供与決定を取り消すだけでは、入居許可証の効力には何らの影響も与えない。供与決定の取消という行政行為によっては既に発生した民事上の権利を変動させることはできないからである。民事上の権利の存否は、裁判所によって判断されなければならない。したがって、違法な供与決定にもとづいて交付された入居許可証が無効とされるためには、入居許可証無効確認訴訟が提起されなければな

らない[68]（基礎25・4）。

入居許可証の交付をうける際、市民は、以下の文書を地方ソビエト執行委員会に提示する義務を負う。パスポート、入居許可証に記載されている家族構成員のうち成年（一八歳以上）に達した者全員の、供与される住居へ入居することについての同意書、供与される住居へ入居することにより明け渡される住居を破損なき状態で住宅利用管理署に引き渡すことについての誓約書である（ロシア規則49、モスクワ55）。

ところで、住居の供与の際に五つの条件が守られなければならないことは既に述べたが、これらの条件が守られているからといって必ずしも供与決定を下された市民の希望にかなった住居であるとはかぎらない[69]。供与される住居を嫌い、入居許可証の受領を拒んだ市民は、いかなる扱いをうけるかが問題となる。「選択」の問題でもある。

〈モスクワ41〉は次のように定める。

「当該年度の住居受け取り者としてリストアップされていながら、本規程に定められた規準に合致する設備のととのった住居の供与を一度ならず正当な理由なく拒絶した者は、地区ソビエト執行委員会の決定により、住居受け取り順位を次年に繰りこされ得る。」

この規定は、当該年度には供与されないという点で一定の制裁的意味をもっている、と同時に、登録から抹消されることなく次年に再びチャンスが与えられているという点で、住宅分配の計画原理と選択の自由の調整を図ろうとするものと理解できる。

(3)住居賃貸借契約の締結

市民にとっての契約の相手方＝賃貸人は住宅利用管理署である。契約を締結するために、入居許可証の交付を受けた市民は、供与される住居を管理する住宅利用管理署に、入居許可証交付の日から三乃至一〇日以内に、入居許可証を提出しなければならない[70]。この入居許可証の提出は、いわば契約締結の申込にあたる行為である。入居許可証の交付された市民は契約締結請求権を有するので、住宅利用管理署は契約締結を拒み得ないことは既に述べたとおりである。入居許可証の提出をうけた住宅利用管理署は、入居許可証の名宛人たる市民との間で、書面による住居賃貸借契約を締結する（基礎26・1）。提出された入居許可証は、住宅利用管理署に保管される（ロシア規則51）。

最後に、ここまでの叙述のなかでたびたび登場した住宅利用管理署について若干の解説を加え本節を終わりたい。

住宅利用管理署は、地方ソビエト執行委員会に従属するが、

経済計算制（ホズラスチョート）にもとづいて活動する独立の法人である（基礎13・1）。

住宅利用管理署は、当該地方ソビエト執行委員会が管轄する地域内にいくつか設けられ、それぞれ限られた地域内で、次の三つの機能を果す。

第一に、地方ソビエト住宅の賃貸人となる。あくまでも賃貸人となるのであって、住宅の業務管理権をもつものではない。たとえば、当該住宅をとりこわし、別の住宅を建設したり、他の機関に住宅を譲渡したりする権利はない。このような権利は、当該住宅に対して業務管理権を有する地方ソビエトに帰属する。このような業務管理権にもとづき、地方ソビエト執行委員会から賃貸人としての権利が住宅利用管理署に賦与されるわけである。

第二は、管理者としての機能である。〈基礎13・2〉には、次のように規定されている。すなわち、住宅利用管理署は、「住宅フォンドの保全ならびにそのしかるべき利用、市民へのサーヴィスの高い水準を保障し、おなじく住居の使用規則、住宅建築物ならびに住宅建築物附属地の維持規則の、市民による遵守を監督する」。

第三は、地方ソビエト執行委員会の住宅関連部局の従属機関としての機能である。たとえば、住宅利用管理署が管理する住宅に空き部屋ないし空きフラットができた場合、執行委員会の住宅登録・分配課に通知し、適時に市民を入居させるよう促す（モスクワ59）。

（1）ここで言う「点検」とは現地調査をさす。なお、後述する供与決定直前に行なわれる「点検」も同様である。藤田勇「ソビエト〔の団地管理〕」有泉亨編『ヨーロッパ諸国の団地管理』東京大学出版会、一九六七年、二二五頁参照。

（2）ある部屋Aから別の部屋Bを通過しない限り、当該フラットの外あるいは廊下などに出られない場合、右部屋Aは〝隣接〟部屋とされる。逆にAから別の部屋を通過しないでフラットの外あるいは廊下に出られる場合、Aは〝独立〟とされる。

（3）「居住場所での」という場合、そこには「地方ソビエト執行委員会に対する」という意味が含まれている。つまり、そこに含意されている原理は地域原理である。これに対し、国有住宅の住居利用権取得手続において「居住場所」の対概念となるのは、「勤務先」（место работы）である。そこには部門原理が含意されている。

(4) См. Жилищно-бытовая работа профсоюзов, М., 1979, с. 97-107.

(5) 「市および市内区人民代議員ソビエトの基本的権利・義務についての法律」第五条一項（Свод законов СССР т. 1, с. 297)、〈基礎4・3〉参照。

(6) 地方ソビエト執行委員会が統一注文者となって住宅建設を行なった場合、建設された住宅が地方ソビエト住宅にカテゴライズされることは一章で述べたとおりである。このような建設形態の拡大・定着を提唱する法令としては、たとえば、一九五七年七月三一日決定第七条（一章参照)、「中央集権的基本投資の計画化と建設タイトル・リストの承認手続」(СП СССР, 1967, No. 17, ст. 119) 第五章、ならびに――厳密な意味では法令ではないが――ソ連邦共産党中央委員会決定「住宅および社会＝生活施設の建設計画の遂行を保障する措置について」(《Правда》 от 26 фев. 1983) 参照。

(7) 当該居住地域以外に居住している者が、例外的に右地域内で登録される場合として、〈ロシア規則8・2〉は次のように規定している。すなわち、「企業・施設・組織で長期間誠実に労働し、隣接する他の居住地域に居住し、かつ居住条件の改善を必要とする労働者・職員は、勤務先で登録され得る」。

(8) ソビエトの土地法上の概念である。その名が示すとおり、市民の居住、市民の生産活動その他の社会的に有用な活動を行なうための地域である。См. Под отв. ред. Аксенонка Г. А., Правовой режим земель в СССР, 1984, М., с. 114.

(9) 居住者登録証が交付されていないかぎり、当該地域に何年居住していようが、その居住は違法とされる。したがって居住者登録証は、当該地域における居住許可証の機能を果す。ある地域から当該地域に移転しようとする場合、当該地域に居住面積が確保されていることを要件に居住登録証が交付される。通常、居住者登録証が交付された旨は、満一六歳に達したソビエト市民が身分証明書として所持が義務づけられているところのパスポートに記載され、パスポートが居住許可証の役割を果す。なお、パスポート制度、居住者登録証については、新見治一「『居住・移転の自由』と国内パスポート制度」藤田勇編『社会主義と自由権』法律文化社、一九八四年、三七〇頁、三九一頁以下、参照。

(10) См. Толстой Ю. К., Советское жилищное законодательство, Л., 1974, с. 89.

(11) См. Там же.

(12) См. Андрианов И. И., Жилищные кодексы союзных республик, 《Советское государство и право》 (Далее: 《СГиП》), 1984, No. 11, с. 63.

(13) См. Толстой, Указ. соч., с. 89. また、Литовкин В. Н., Нормирование использавания жилой площади, 《СГиП》, 1985, № 1, 〔Далее: Литовкин(1985)〕, с. 47は、居住面積規準が一人あたり九平方米から一二平方米に引き上げられたことに関連し、他の数量的指標も改められるべきである、と主張する。

(14) См. Басин Ю. Г., Усиление гарантий защиты жилищных прав граждан, 《СГиП》, 1982, No. 1, с. 15.

(15) См. Андрианов И. И., Жилищные кодексы союзных республик, 《СГиП》, 1985, No. 11 〔Далее: Андрианов (1984)〕, с. 65.

(16) 地方レベルの法令にあるようである。たとえばクラスノダール道(クライ)の住居供与規則では、悪化行為の態様に応じて五年あるいは一〇年のあいだ登録がなされないとされている。См. Куцина С. И., Предоставление жилой площади в домах государственного и общественного жилищного фонда, 《Правоведение》, 1985, No. 6, с. 85.

(17) См. Андрианов (1984), с. 66.

(18) ソ連では、第二次世界大戦のことを「大祖国戦争」とよぶ。

(19) См. Скрипко В. Р., Марткович И. Б., Соловьев П. Г., Жилищное законодатеньство в СССР и РСФСР, М., 1965, с. 89.

(20) См. Ландкоф С. Н., Лисиченко Т. Н., Фельдман А. М., Жилищное жилищно-строительное законодательство, Киев, 1975, с. 156.

(21) См. Там же, с. 153-159.

(22) 「大祖国戦争の身体障害者」「死亡した兵士(パルチザン)の家族」の具体的内容については、一九八一年二月二三日付でソ連邦大臣会議によって承認された「大祖国戦争の身体障害者および死亡した軍勤務者の家族のための特典規程」(СП СССР, 1981, № 12, ст. 71) 第二七条に定められている。同条によれば、「大祖国戦争の身体障害者」とは、大祖国戦争の時期に、戦闘地域・前線の線路区・海軍基地・空港・国境防衛施設において受けた傷または病気により身体障害者となった軍勤務者、パルチザン、労働者・職員のことをさす。そして、彼らと同様に第一順位で住居が供与される者として、〈ソ連邦防衛その他の軍事上の職務遂行に際して受けた傷が原因で身体障害者になった軍勤務者〉、〈大祖国戦争以外の時期に前線にいたために罹患した病気が原因で身体障害者になった軍勤務者〉、〈国内戦のパルチザンの身体障害者〉、〈職務上の義務遂行に際し受けた傷が原因で身体障害となった内務省機関・国家安全委員会機関の職員〉、〈一九四四年一月一日から一九五一年一二月三一日までにウクライナ・ベロルシア・リトワニア・エストニア・ラトヴィア

の各共和国で活動していた人民防衛部隊の兵士・司令官で、職務遂行に際し受けた傷が原因で身体障害となった者〉が列挙されている。また、「死亡した兵士（パルチザン）の家族」というときの「兵士（パルチザン）」は、「大祖国戦争の身体障害者」に該当する受傷あるいは病気により死亡した兵士、パルチザン、軍勤務者のことをさす。なお、「行方不明になった兵士（パルチザン）の家族」について同規程は、特典享有者に含めていない。したがって、〈基礎〉によってはじめて導入されたものである。

(23) 「ソ連邦英雄」の称号は、最上級の称号で、ソビエト国家および社会に対する、英雄的功績のある個人的、集団的貢献に対して付与される。См. Свод законов СССР т. 1, с. 437.

(24) 「社会主義労働英雄」の称号は、経済建設および社会・文化建設の分野における貢献に対する最高の称号で、特別に秀でた生産革新活動によって社会的生産の効率性向上に著しい寄与をした者、および国民経済・科学・文化の発展、ソ連邦の威信と名誉の増進を促した者に与えられる。См. Свод законов СССР т. 1, с. 439.

(25) 「栄誉勲章」は祖国防衛のために名誉ある貢献かつ勇気ある戦功を発揮した少尉младший лейтенант以下の軍人に授与される。三二件の受勲対象行為が定められている。たとえば、「燃えている戦車の中にありながら戦闘任務を遂行しつづけた」、「大砲あるいは機関銃の発射により敵の飛行機を三機以上撃墜した」、「敵の将校を捕虜として個人的に逮捕してきた」、「一連の戦闘中敵の砲撃の中にあって、命をかけて負傷兵に助けを与えた」、などがあげられている。См. Свод законов СССР т. 1, с. 475-477.

(26) 「労働栄誉勲章」は、一つの企業・組織・コルホーズ・ソフホーズにおいて長年にわたって自己犠牲的な生産効率の高い労働をおこなってきた、工業・運輸・建設部門の労働者およびこれらの部門の生産のマスターмастер、コルホーズ員、農業生産労働者に授与される勲章である。労働栄誉勲章を授与された者は、その勲等にかかわらず、住居を第一順位で供与される権利のほかに、年金一五パーセントのアップ、興行企業・公共生活企業・文化＝啓蒙施設のサービスを優先的にうける、等の特典を享有する。См. Свод законов СССР, т. 1, с. 455-456.

(27) 「『軍務報国』勲章」は、栄誉勲章と同様に軍事上の高い功績に対して授与される。栄誉勲章と異なる点は、受勲者が軍人に限られず、軍勤務者全般に及ぶ点である。受勲者の特典は、労働栄誉勲章の場合と全く同じである。См. Свод законов СССР т. 1, с. 474-475.

(28) 病気のリストは、一九八三年三月二八日付連邦保健省令によって定められている。そこには、進行性結核、重症の精神分裂病、そううつ病、てんかん、老人性痴呆症、

四肢に重度の障害を伴う中枢神経系統の組織障害、癲病、等が列挙されている。См.《Бюллетень нормативных актов министерств и ведомств СССР》1983, No. 7, с. 47.

(29) 身体障害者には、第一級から第三級まで等級がある。第一級は、自分自身の身のまわりのことができず、常に介護、看護が必要な身体障害者をさす。第二級は、恒常的な介護、看護の必要はないが、労働能力はない身体障害者、および特別につくられた条件（労働時間の短縮、常時医師が監護する、等の条件）でのみ一定の労働が可能な身体障害者をさす。第三級は、第一、第二と異なり労働不能は含まないが、慢性病または解剖学的欠陥のために著しく労働能力が低下した状態の身体障害者とされている。См. Социальное обеспечение и страхование в СССР: Сборник нормативных актов, М., 1979, с. 455-459.

(30) 生産分野とされるのは、工業、農業、林業、運輸、建設、地下資源試掘、水産業、通信、商業、公共給食、物質的＝技術的供給販売をさす。非生産分野とされるのは、保健、体育、社会保障、教育、文化、芸術、科学、信用、住宅公共経営、生活上のサーヴィス供給、行政、等である。См. Андрианов И. И., Первоочередное предоставление жилых помещений,《СГиП》, 1985, No. 10(Далее: Андрианов (1985)), с. 58.

第一順位権を与える誠実労働の期間は、ロシア共和国の場合、当該企業の労働組合委員会と管理当局の労働協約によって定められる（ロシア規則23）。ウクライナ共和国の規則では、当該企業の労働集団によってか、あるいは地方ソビエト執行委員会と当該企業の労働組合の共同決定によって、二〇年を下回らない期間で定められる、とされている。См. Там же, с. 50.

(31) 「母親英雄」称号は、一〇人以上の子を産み育てた母親に対して、最後の子が満一歳になり、残り九人の子が生存していることを条件に与えられる。См. Свод законов СССР т. 1, с. 455.

(32) 「子だくさんの家族」とされるための子どもの人数は、出生率の相違から共和国によって異なる。
三人以上と定める共和国――ロシア、モルダヴィア、エストニア、ラトヴィア
四人以上――カザフ、リトワニア、アゼルバイジャン
五人以上――アルメニア、キルギス、トルクメン、タジク
См. Андрианов (1985), с. 59.

(33) 「家族」が第一順位権の享有主体となる。「双生児が誕生した家族」も同様である。なお、ここでいう「家族」とは住宅法上観念される家族、すなわち、共同で居住する両親とその子どもである（次章参照）。これに対して、

「『母親英雄』を授与された母親」の場合の第一順位権享有者は、家族ではなく、母親自身である。したがって、彼女は自分の一〇人以上の子どもと同居している必要はない。См. Там же, с. 60

(34) См. Ландкоф, др., Указ. соч., с. 173.

(35) Социальное обеспечение и страхование в СССР: Сборник нормативных актов, М., 1979, с. 396.

(36) СП СССР, 1965, No. 4, ст. 22.

(37) Жилищно-бытовая работа профсоюзов, М., 1979, с. 111.

(38) 一二条三項に、「〔住居供与の〕順番を待っている当該企業・組織・施設において勤続年数の長い生産の先進分子、労働者、職員には、居住面積を優先的に受けとる権利が与えられなければならない」とある。

(39) Ландкоф, др., Указ. соч., с. 173.

(40) Литовкин В. Н., Льготы по обеспечению жилой площадью семей защитников Родины,《СГиП》, 1975, № 11〔Далее: Литовкин(1975)〕, с. 136.

(41) Басин Ю. Г., Указ. соч., с. 16.

(42) 〈モスクワ〉に具体的規定がある。その内容については、後註(45)参照。

(43) См. Грибанов В. П., Основы советского жилищного законодательства, М., 1983, с. 39.

(44) См. Там же.

(45) 〈モスクワ3〉。〈モスクワ〉は優先的に住居が供与される他の市民に対し、それぞれ次のような住居保障期間を定めている。

軍事上の義務遂行に際して死亡した軍勤務者の家族——登録後四—五年経過後（モスクワ3）

勤労生活および社会生活において積極的に自らの能力を発揮し、「共同住居」に居住し、一人あたり居住面積七平方米未満の大祖国戦争参加者——登録後五—六年経過後（同5）

共同住居に居住している大祖国戦争参加者であった独身女性——登録後二—三年経過後（同6）

独立の住居が保障されておらず一人あたりの居住面積七平方米未満で、一六歳未満の子どもが五人以上いる家族——登録後一年経過後　同じく子どもが四人いる家族——登録後二—三年経過後　同じく子どもが三人いる家族——登録後四—五年経過後（同8）

第一級身体障害者——登録後三—四年経過後（同・11）

結核患者——登録後二—三年経過後（同右）

第二級身体障害者および精神病その他の所定の病気罹患者——登録後、治療施設が勧告する期間経過後（同右）

(46) グルジア共和国と国境を接する黒海沿岸の、ロシア共和国の一道（クライ）。

(47) Кушина, Указ. соч., с. 87.

(48) 次のような読み方も可能と思われる。一般登録リストに登録されている市民Aと第一順位権者用リストに登録されている市民Bが、それぞれのリストで同順位にいると仮定する。たとえばAが一般登録リストで五番、Bも第一順位権者用リストで五番と仮定する。その際、Aの登録経過期間の四分の一の期間、Bが登録されていれば、その時点でBに住居が供与される、という読み方である。Aの登録経過期間を α、Bのそれを β とし、その時点からBに住宅が供与されるまでの期間を x とおくと、

$$\frac{\beta+x}{\alpha+x} \geqq \frac{1}{4}$$

を満たす x に β を加えた期間が、Bが登録されてからBに住居が供与されるまでの期間ということになる。

(49) 前註(48)の読み方をした場合には、このような特徴は出てこない。(48)の読み方は、一般被登録市民には、住居供与保障期間が定められていないことを前提に成り立っているからである。

(50) Кущина, Указ. соч., с. 87.

(51) 〈モスクワ〉は、八二年決定よりもさらに細かく優先関係を定めている。本節註(45)参照。

(52) См. Андрианов (1985), с. 61. 同旨のものとして、См. Кущина, Указ. соч., с. 37.

(53) See. O. S. Ioffe, *Soviet Law and Soviet Reality*, (Dordrecht, 1985), p. 160.

(54) 六カ月間をこえる自由剝奪刑を宣告され執行されると、執行の時点で国有住宅の住居利用権は消滅する(ロ住60・2)。

(55) 高等教育、中等専門教育を修了した者をさし、最低三年間は身につけた技術・技能に応じて労働する義務を負っている(См. Советский энциклопедический словарь, М., 1984, с. 821)。

(56) ソ連では、一九六〇年代までは、二〇〇〇年に三億五〇〇〇万の人口に達するという見通しを立てていたが、(56a) 六〇年代後半からの出生率の低下により二〇〇〇年の人口予測を三億一〇〇〇万に修正せざるを得なくなった。(56b) このことに対しソ連の指導者たちは、適切な人口増加策をとる必要があると考えているといわれる。(56c)(56d)

(56a) エレーヌ・カレール＝ダンコース（高橋武智訳）『崩壊した帝国――ソ連における諸民族の反乱――』新評論、一九八一年、一一五頁参照。

(56b) 《Вестник статистики》, 1973, No. 12, с. 73によれば、一九六〇年以降の出生率（人口一〇〇〇人あたりの出生人数）は、六〇年二四・九、六五年一八・四、六六年一八・二、六七年一七・三、六八年一七・二、六九年一七・〇、七〇年一七・四、七一年一七・八、七二年一

七・八となっている。

(56c) ダンコース、前掲、一一五頁。Там жеおよびНародное хазяйство СССР, 1984г., М., 1985, с. 33.によれば、ソ連の人口の自然増加率（出生率マイナス死亡率）は七〇年代一貫して低下傾向にあったと思われ、この傾向が続くと仮定すると、二〇〇〇年に三億一〇〇〇万人に達するという見通しも極めてあやういものであったと思われる。なお、八〇年代に入り、自然増加率はやや上がっている。八〇年から八五年までの自然増加率を平均すると約八・七になる。См. Там же. 仮にこの数値が維持されるとすると、一九九九年に三億一〇〇〇万に到達する。

(56d) ダンコース、前掲、一一六頁参照。

(57) См. Ландкоф, др., Указ. соч., с. 156.

(58) 「基本建設にかんする契約手続規則」(СП СССР, 1970, No. 2, ст. 11) 第五三条参照。

(59) 〈モスクワ59〉。同条によれば、住宅利用管理署による通知は、住居が明け渡されてから三日以内に行なわれなければならない。

(60) См. Замятин В., Жилищное законодательство, 《Советы народных депутатов》, 1984, № 4, с. 95.

(61) См. Литовкин (1985), с. 48.

(62) 本章が扱っている住居利用権の取得、すなわち居住条件改善必要者としての登録を経由して後に利用権が取得される場合――住居利用権がいわば原始的に取得される場合――は、かなり厳格に守られていると推測される。というのは、法律に定められた原因により国有住宅から立退かされた際に「他の住居」が供与される場合（立退には「他の設備の整った住居」の供与が伴うのが原則であり、たんに「他の住居」が供与される場合には一定の制裁的意味がある。この場合には独立のフラットが供与される必要はないとされている――詳しくは三章二節）があるが、この場合でも、実務上、独立のフラットが供与されるのが普通であるといわれているからである。См. Басин, Указ. соч., с. 13.

(63) このような決定は検察官により取消される。См. Толстой, Указ. соч., с. 14.

(64) См. Там же.

(65) Марткович И. Б., Жилищное законодательство в свете конституционных норм, 《СГиП》, 1979, № 11, с. 74.

(66) См. Иоффе О. С., Обязательственное право, М., 1975, с. 332.

(67) См. Там же.

(68) См. Там же, с. 333.

(69) 子どもの通っているピアノ学校が遠くなるという理由で三DKの新築フラットの供与を拒絶したり、間取りが気に入らないという理由で供与を拒絶する、という事例

がしばしばあることが『今日のソ連邦』に報じられている。アレクサンドル・テヴドル「いつ住宅不足は解決するか」『今日のソ連邦』一九七九年九月一五日号参照。

(70) См. Иоффе, Указ. соч., с. 333. 提出期間は地域により異なり、早い地域で三日、おそい地域で一〇日という意味である。トルストイによれば、この期間は厳密には「入居する権利」の除斥期間であるが、実務においてはそのように厳格には扱われておらず、通常は、この期間を経過しても地方ソビエト執行委員会のしかるべき部局から警告が行なわれるにとどまっている、といわれる。См. Толстой, Указ. соч., с. 25.

第二節　企業住宅の場合

企業住宅の利用権取得手続は、基本的に地方ソビエト住宅の場合と同じである。すなわち、居住条件改善必要者としての登録、供与者リストの作成、供与決定、地方ソビエト執行委員会による入居許可証の交付、住宅利用管理署との住居賃貸借契約の締結、入居という手続を踏む。そこで、本節では、企業住宅の利用権取得手続を、地方ソビエト住宅のそれとのちがいに着目しつつ、解説したいと思う。

まず、登録から入居へいたる一連の過程を通じて地方ソビエト住宅の場合と基本的に異なる点を二つ指摘し、各手続を詳説したい。

第一に、企業住宅の場合、登録され、後に住居利用権を取得する者は、当該企業と労働関係のある労働者・職員、および当該企業で働いていたが、退職して年金生活に入った者に原則として限られる。[1][2]

第二に、各手続における決定機関の相違である。地方ソビエト住宅の場合、地方ソビエト執行委員会が社会的委員会の参加と監督のもとに各手続を終結する決定を下すのに対し、企業住宅の場合は、企業の管理当局と労働組合委員会が共同で決定を下す。

(一)登録手続

一　企業住宅の場合も、居住条件改善必要者として登録されることは、住居利用権を取得するための必須要件である。ただし、登録が行なわれる場所は、地方ソビエト執行委員会ではなく、企業である。

企業において登録がなされるのは、企業あるいは省庁が現に住宅を有しているか、出資参加あるいは企業フォンドにより企

業が住宅を建設する場合に限られる。したがって、住宅を有さず、建設もおこなわない企業の労働者・職員は、地方ソビエト執行委員会において登録され、地方ソビエト住宅の利用権を取得することになる。企業住宅の住居利用権取得のために登録されうる当該企業の労働者は、自己の希望により企業に登録を求めないで地方ソビエト執行委員会における登録を求めることもできる（基礎19・2）

企業住宅の場合、登録申請を受理し、検討するのは、当該企業の労働組合委員会のもとに構成される住宅＝生活小委員会жилищно-бытовая комиссия である。住宅＝生活小委員会は労働組合委員会によって定められる人数で、労働組合委員会の構成員、労働者、技術者 инженерно-технические работники、職員によって組織される。[3] 検討の結果、登録申請者を登録すべしと判断した場合、住宅＝生活小委員会は、登録決定に必要な資料を作成し、決定機関であるところの企業の管理当局と労働組合委員会にその資料を提出するとともに、同委員会に対し、誰を登録すべきか提案する（ロシア規則13）。

提出資料と提案にもとづき、管理当局と労働組合委員会が協議し、共同で登録決定を下す（ロシア規則14・1）。管理当局と労働組合委員会との間に見解の不一致がある場合は、それぞれの上級機関の協議によって解決される。[4] なお、一九八三年六月にいわゆる労働集団法が採択されたことと関連して、〈ロ住31〉は「勤務先において登録するかどうかを検討するに際しては、労働集団の勧告を考慮する」と定めている。

以上の過程を経て、企業の被登録者リストがつくられると、企業はリストのコピーを地方ソビエト執行委員会に送らなければならない。執行委員会は、リストの中に手続に違反して登録された市民が含まれている場合には、登録を再検討させるためにリストを企業につき返す権限をもっている（ロシア規則15・2、15・3）。

ところで、住宅関係法の文言をみる限り、地方ソビエト住宅における登録要件と企業住宅のそれとの間に差異は見出せない。だが、現実には登録要件に差があるといわれる。[5] たとえば、経営成績のよい企業では、登録規準面積を一人あたり一〇平方米未満と定めていることがしばしばあるという。地方ソビエト住宅の場合、登録規準面積が五平方米以下（モスクワ16）と定められている（この規準が引き上げられた可能性はあるが――既述――）のと比較すると、倍のひらきがある。この格差が企業の業績の良し悪しに帰因しているとすると、企業住宅と地方ソビエト住宅との間だけではなく、企業住宅相互間にも差がある

ことを予想させる。[6]

では、法令の文言からは説明できない、登録規準面積におけるこのような差がなぜ生ずるのか。この問題は綿密な実態調査なくしては確答が得られない困難な問題ではある。かといって、全く〝素通り〟できる問題とも思われない。そこで、ここでは、ある程度の危険を覚悟のうえで次の三つの可能性を指摘しておきたい。

既に指摘したように、現行〈ロシア規則〉には、企業の登録者リストの中に登録手続に違反して登録されている者が含まれていた場合、地方ソビエト執行委員会は企業に右リストを再検討させるべくつき返す権限を有するという規定がある。しかし、旧規則にはそのような規定はない。したがって、企業における登録に対する地方ソビエト執行委員会の監督が、少なくとも従来は、弱かった可能性がある。これが第一である。この見方が、もし正しいとすれば、現行〈ロシア規則〉ができた現在、登録規準面積における地方ソビエト住宅と企業住宅との間の差は生じていないということになる。だが、少なくともモスクワ市においては、この説明は当たっていない。というのは、〈モスクワ18・3〉（一九七六年採択）には、「企業によってなされた登録は、地区ソビエト執行委員会によって承認される」と既に規定されているからである。

そこで、第二の可能性として、地方ソビエト執行委員会が行使すべき監督権限を十分に行使していない、ということが考えられる。この点は、新聞報道からある程度窺うことができる。一九八四年九月五日付《イズヴェスチヤ》は、地方ソビエト執行委員会の監督不十分から、本来権限のない者が住宅の分配を行なったり、企業と労働関係のない者が企業住宅に入居したり、登録されていない市民に住宅が供与されたり、といった事態が発生しているとし、地方ソビエト執行委員会の監督権不行使を非難する記事を載せている。

だが、企業の登録に対し地方ソビエト執行委員会が現在有する監督権限を十分に行使すれば、それだけで登録規準面積の差は除去されるのだろうか。疑問なしとしない。というのは、企業の被登録者リストが地方ソビエト執行委員会の承認を要するとしても、登録するか否かを判断するのは企業であり、企業における審議過程に執行委員会が参加できるしくみにはなっていないからである。さらにいえば、より望ましい居住条件を求めているという点で企業の労働者集団の利害が一致しているとすれば、企業の側から執行委員会に送られるリストが、被登録者の実際の居住条件を必ずしも正確に反映しているとは限らない

可能性がある。いわば企業ぐるみで虚偽の報告をすることがあり得るのではなかろうか。これが第三の可能性である。

二　登録の抹消については、企業住宅と地方ソビエト住宅とでは、法律上明らかなちがいがある。〈ロ住32・2〉四号は次のように規定している。

「〈当該〉市民が勤務先において登録されており、かつその家族構成員のうち一人も当該企業・施設・組織で働いていない場合において、右市民と当該企業・施設・組織との労働関係が消滅した場合、右市民は登録から抹消される。ただし年金生活に入ったために退職した場合は除く。被登録者たる扶養者が死亡した家族については……登録から抹消され得ない」。

この規定から、企業住宅においては、住居利用権の取得が、住宅を供与する企業との労働関係の存否に依存していることがわかる。

この点に関連して、企業の統廃合あるいは転籍命令によって他の企業に移った労働者、また同一企業に属しながら配転命令によって他の居住地域に移った労働者をどのように扱うかが問題となる。もっともこのことが問題となるのは、労働者が転籍あるいは配転命令に同意した場合である。なぜなら、ソビエトの労働法では、労働者の同意のない転籍・配転は原則として禁じられているからである。(7) 転籍・配転の場合について〈ロシア規則29〉は次のような一般的規定を置いている。

「他の地域の労働に移された従業員およびその家族には、労働契約によって定められた条件にしたがって住居が供与される」。そこで、労働契約とは何かが次に問題になる。ロシア共和国労働法典第一五条によれば、「労働契約とは、勤労者と企業・施設・組織との間の合意である。この合意にもとづき勤労者は就業規則にしたがって一定の専門、技能、職務にかんして労働する義務を負い、他方、企業・施設・組織は勤労者に賃金を支払い、労働関係法令、労働協約および両当事者の協定によって定められた労働条件を保障する義務を負う」とされている。ここには、住居供与をめぐる事項は何ら具体的にあらわれていない。だが、労働協約の内容を規制する同法第八条三項によれば、居住条件の改善にかんする、企業の管理当局および労働組合委員会の義務は協約内容の必須事項とされている。したがって、転籍・配転の場合の住居の供与は、労働協約――転籍の場合は転籍先の労働協約――の定める条件にしたがっておこなわれることになる。そうすると、転籍・配転に際して具体的にどのように住居が供与されるか、またこの問題に付随して、転籍・配転により従来よりも劣悪な住居を供与された場合の処置であるとか、転

籍・配転命令を受けた労働者が既に居住条件改善必要者として登録されていて、転籍・配転先でも居住条件改善必要者として登録され得る場合、既に登録されているという事実あるいは登録順位はいかに考慮されるか、といった問題については、個々の労働協約にあたらない限り明らかにはならないということになる。

以上はロシア共和国の場合であるが、参考のためにウクライナ共和国の例をあげておきたい。というのは、ウクライナ共和国の居住面積分配手続規程（一九六六年採択）には、既に登録されている労働者が他の企業に移った場合の処置が具体的に定められているからである。それによれば、「企業・施設・組織において居住面積受け取りのために登録されていて他の企業・施設・組織の労働に移転した者は、新しい勤務先で登録される。なお、当該企業で登録が行なわれていない場合には、当該地域の地方勤労者代議員ソビエト執行委員会により、従来の勤務先での登録された時期を考慮して、居住地において登録される。この手続は依願退職した者、あるいは労働規律違反または犯罪を犯したことにより解雇された者には適用されない」（同規程第一三条二項）とされている[8]――もっともこの規定は一九六六年のものであり、したがって〈基礎〉およびウクライナ共和国住宅法典の制定に伴い修正が加えられた可能性がある――。

(二)供与者リストの作成

地方ソビエト住宅の場合と同様に、優先的に住宅の供与を受け得る市民を考慮して供与者リストが作成される。

〈基礎20〉に列挙されている第一順位権者は、企業住宅の場合にも同様に第一順位権者である。また〈ロシア規則〉等に定められた「順番を待たずに」住居が供与される者の優遇も同様である。だが、次の二つの点で地方ソビエト住宅の場合と異なる。まず、右の優先権者のほかにさらに「若い専門家」が優遇されている。また、住居の供与において不利な取扱を受ける者がいる。順に見ていこう。

一　「若い専門家」とは、高等教育、中等専門教育を修了した者で、修得した技術・技能に応じて指定された勤務地、職場で最低三年間労働する義務を負っている[9]。〈ロシア規則27・1〉は次のように定める。

「修士課程、分科主任医師資格取得課程、高等、中等専門学校・職業技術学校を修了し、他の地域での労働に配属される者、及びその家族構成員に対して、企業・施設・組織は上記の者の現地到着後、順番を待たせることなく住居を供与する義務を負う」。

若い専門家のこのような優遇は、一定の地域または一定の産業部門に専門家や要員（カードル）を配置、定着させるという国民経済上の要請に根拠を置くものと考えられる。この意味では、若い専門家に対する優遇は、本人の希望に反しても指定された地域の指定された企業で最低三年間働くという若い専門家の義務に対応する国家の義務とでもいえようか。

ところで、優遇の根拠が国民経済上の要請にあるとすると、若い専門家はひとり省庁住宅だけでなく地方ソビエト住宅においても優遇されてよいように思われるが、省庁住宅だけで優遇されているのはなぜだろうか。実際、ロシア共和国の旧規則にはないもののウクライナ共和国の居住面積分配規程（一九六六年――前出）のように、大祖国戦争の身体障害者とならんで若い専門家が一般的に第一順位権者とされている立法例もある。(10) したがって、〈基礎〉が若い専門家に対し、一般的には第一順位権を与えていないということは、このような立法例を排していることにほかならず、したがって、そこには、それなりの理由があるはずである。おそらく、その理由は、部門原理と地域原理の調整に求められるものと思われる。というのは、国有住宅の住居供与一般について若い専門家に優先権を与えるとすると、――国民経済的要請を考慮しつつも――相対的に独自に社会、経済の発展をめざす地域計画の一環であるところの住宅分配計画が攪乱される可能性が多かれ少なかれあると思えるからである。このような事態を回避するために若い専門家の優遇は省庁住宅に限られているものと考えられる。もっとも若い専門家の中には、その需要がむしろ地域の方にある者もあるであろう（たとえば、医師・教員等）。そこでさらに調整が必要となるが、前節で紹介した若い専門家の優遇（前節(二)五であげた順番を待たずに地方ソビエト住宅の住居が供与される場合の④〈ロシア規則27・2〉はまさにこの調整の結果と思われる。というのは、〈ロシア規則27・2〉にあげられている若い専門家はいずれも地域における生活上の諸々のサーヴィスを提供する者だからである。もっともここでも次の点には注意しておきたい。すなわち、彼らに地方ソビエト住宅の住居が供与されるというのは原則ではなくて、原則はあくまでも省庁住宅の住居であり、それがない場合に地方ソビエト住宅の住居が供与されるという点である。ここにも地域原理と部門原理の調整をみることができる。

二　次に不利な取扱についてみてみよう。〈ロ住34〉は次のように規定している。

「勤務先で登録されている以下の市民に対しては、住居の受け取り順位がよりおそい時期に繰りのばされうる。／悪質な労働規

律違反、多飲行為пьянство、無頼行為、国有財産あるいは社会的財産の軽微な領得、その他のソ連邦およびロシア共和国の法令によって定められた違法行為を犯した市民。ただし、繰りのべをする際には、企業、施設、組織の管理局と労働組合委員会の合意が必要である」。

いかなる違法行為に対してどの程度の繰りのべがなされ得るのかについては法定されていない。したがって、この点については労働組合委員会と企業の管理当局との合意の内容如何にかかっている。ある文献によれば、労働協約によってこの点につき定めがなされる場合があるという。そのなかで、たとえば、社会的秩序違反（多飲行為、国有財産・社会的財産窃盗、正当理由なき欠勤等）を犯した労働者は住宅受け取り順位を二〇〇番落される、正当理由なき欠勤を除く労働規律違反を一年間常習的に犯した者は一〇〇番落される、工場での労働を継続するという条件付有罪判決を受けた者は順番待ちリストの最後に置かれる、といった例が紹介されている。[11]

〈ロ住34〉の定める住居供与順位繰りのべ措置がとられ得るのは、勤務先で登録されている市民に対してのみである。[12] つまり、地方ソビエト執行委員会で登録されている市民は、たとえ労働規律違反等の違法行為を犯しても供与順位を下げられたり、供与が延期されたりすることはない。ところが、〈基礎〉制定前には、市民が企業で登録されているか地方ソビエト執行委員会で登録されているかを問わず繰りのべ措置がとられ得ると解し得る規定が存在していた。[13] この点で〈ロ住34〉は、労働規律違反等の違法行為を犯すことによる繰りのべ措置のとられ得る場合を企業住宅の場合に限定したことになる。このことは、労働原理と住宅保障の平等のかかわりを考えるうえで注意しておいてよい点であろう。

㈢住居供与手続

一　地方ソビエト住宅の場合と同様に、企業が特定の市民を特定の住居に入居させることが可能になった時点――すなわち、新築住宅が企業に引き渡された時点および省庁住宅に空きフラットができた時点――で供与手続が開始される。供与の際に守らなければならない条件は地方ソビエト住宅の場合と同様である。すなわち、一家族に対し原則として一独立のフラットが供与されなければならない、であるとか、当該居住地域の国有住宅において現に保障されている平均居住面積以上で居住面積規準以下で供与されなければならない、等の条件は企業住宅の住居供与においても守られなければならない（〈基礎18・1、23・

1、23・2〉、〈ロ住38、41・2〉、〈ロシア規則42・2〉)。だが、企業ないし省庁は、建設された住宅あるいは既に存する住宅において生じた空きフラットすべてについて、〝自らの労働者を入居させる権利〟を有するものではない。ここには、企業ないしは省庁と地方ソビエトとの間のやや複雑な交通がある。この点は、――序章でおこなった問題整理との関連でいえば――「企業フォンド」による住宅保障と「社会的消費フォンド」によるそれとのかかわりのあり方という問題、あるいはこの問題と一定のかかわりをもっているソビエト住宅法独自の問題、すなわち省庁住宅の地方ソビエトへの漸次的移管(基礎4・3)[14]という問題を考えるうえで記憶しておいてよい点と思われる。企業ないしは省庁と地方ソビエトとの関係は、建設態様のちがいにより異なる。そこでまず建設態様の種類毎に企業ないしは省庁が「自らの労働者を入居させる権利」を有するスペースがいかに確定されるかを確認したうえで、供与決定の手続をみることにしたい。

a　地方ソビエト執行委員会が統一注文者になり、企業の出資参加により建設された場合

この場合には、一九七〇年九月七日付連邦大臣会議決定[15]により、建設された総居住面積のうち最大八%まで地方ソビエトに留保され得る。したがって、出資参加した企業が自らの労働者を入居させることができる居住面積は総居住面積の最低九二%ということになる。地方ソビエトは、留保されたスペースを、①新しい住宅を建設するために取り壊されることになった住宅から立退かされる市民の転居用(六%まで)、②当該住宅の維持・管理のために直接サーヴィスを提供する労働者の勤務用住居(二%まで)として用いることができる。

なお、ここで一章で述べたことを再度確認しておきたい。すなわち、このaのタイプの住宅は業務管理権のうえからは地方ソビエト住宅に属する。そのため企業が自らの労働者を入居させる権利を有するのは最初の入居についてだけである。したがって、以後何らかの理由によりこのタイプの住宅に空きフラットができてもそこへいかなる市民を入居させるかを決定する権限は地方ソビエト執行委員会がもつことになる[16]。ただし、出資参加した企業に居住条件改善必要者として登録されている者がある場合には、この者が空きフラットに第一番で入居する(基礎24・2)。この〈基礎24・2〉という規定は、出資参加に対する企業のインセンティヴを損わないために企業の利害を考慮した規定である[17]、と説明されている。

b　中央集権的基本投資により省庁のために住宅が建設された場合

この場合には、省庁は新しく建設された家屋および建て直された家屋の全居住面積のうち、地方ソビエトの要請により、六％まで、住宅建設のために土地が割り当てられたことに伴って取り壊されることになった住宅から立ち退かなければならなくなった市民の転居用に、地方ソビエト執行委員会に引き渡す義務を負うほか[18]、さらに一〇％を地方ソビエト執行委員会に引き渡す義務を負っている。

一〇％引き渡しについては、一九四五年九月二一日付人民委員会議決定[19]で定められている。同決定によれば、地方ソビエト執行委員会は、省庁から引き渡された居住面積を、居住条件の改善を必要とする復員軍人、軍勤務者の家族、大祖国戦争の身体障害者、および死亡した兵士の家族に供与するよう命じられている[20]。つまり、復員軍人等四カテゴリーの市民は、省庁から地方ソビエトへ引き渡された居住面積から他の市民に優先して住居を供与されるのである。当初、このような優遇措置は、一時的なものとされていた。すなわち、右四五年決定にしたがって優先的に住居を供与された市民に居住条件改善の必要が後に生じても、その場合には一般市民と同列に取り扱われる（優先的扱いはうけない）とされていた[21]。だが、一九六五年三月六日付ソ連邦大臣会議決定[22]により、右四カテゴリーの市民のうち、大祖国戦争の身体障害者および死亡した兵士の家族については、四五年決定にしたがって優先的に住居が供与された後においても、居住条件改善の必要が生ずれば、その都度住居が優先的に供与されることとなった[23]。つまり大祖国戦争の身体障害者および死亡した兵士の家族については、その優遇措置が一時的なものではなく恒常的なものとされたのである。そして、彼らに対するこのような優遇措置は、〈基礎20〉において、国有住宅の住居供与における第一順位権を与えるという形で現行住宅法に受け継がれていることは、既に前節においてみたところである。したがって、四五年決定の定める省庁の地方ソビエト執行委員会に対する居住面積引き渡し義務は、大祖国戦争の身体障害者および死亡した兵士の家族[24]に対して恒常的にかつ優先的に住居供与を行なうための源泉たる居住面積を確保するという点にその存在意義が求められることになる。

ところで、この省庁による地方ソビエトへの居住面積引き渡し義務には、現在、さらにもうひとつの意味が付与されていると思われる。それは、省庁住宅の地方ソビエトへの「移管」のひとつのステップという意味である。前にも述べたが、省庁住

宅を将来的に地方ソビエトへ全面的に移管する[25]（国有住宅を地方ソビエト住宅に一本化する）ことがソ連の住宅政策のひとつの課題になっている。〈基礎〉もそれを受けてその第四条三項において、移管政策に法的根拠を与えている[26]。もっとも、これだけのことから省庁による居住面積引き渡しを「移管」と結びつけて理解することは早計であるが、次の三つの理由からそのようにみてよいと考える。

第一は、四五年決定にしたがって省庁から地方ソビエトへ引き渡された居住面積に空きフラットが生じた場合（前記四五年決定、前記六五年決定および八一年決定[27]の予定した市民が与えられた住居を明け渡した場合）、そこへいかなる市民を入居させるかの決定権は地方ソビエト執行委員会にあるということである[28]。このことは、一九七一年一月一三日付ロシア共和国最高裁判所判決[29]を契機として全連邦的に確立されたルールである[30]。このように、省庁から地方ソビエトへ引き渡された居住面積に生じた空きフラットに対する入居者決定権が地方ソビエト執行委員会に帰属するということは、省庁から引き渡された居住面積については、地方ソビエトが恒久的に処分権をもつことにほかならない。

第二は、前段で示したロシア共和国最高裁判決の出された時期が、省庁住宅の地方ソビエトへの移管をさらに強力に推進せよとするソ連邦共産党中央委員会決定[31]の出された時期と極めて接近していることである。党中央委の決定は七一年三月に出されており、したがって右最高裁判決に先行しているが、党中央の決定が、七一年三月という時期に突然出てくるとは考えにくく、おそらくは党中央の考え方が右判決に何らかの影響を与えているものと思われる。

第三は、省庁から引き渡された居住面積に空きが生じた場合そこへの入居者決定権が地方ソビエト執行委員会にあるとはいえ、その場合においても、居住面積を引き渡した企業に居住条件の改善を必要とする労働者がいる場合には、――aタイプにおいて地方ソビエトに留保される居住面積中最大八％の場合と同様に――この労働者が右空きスペースに第一番で入居する権利を有するとされている（基礎24・2）のだが、〈基礎〉のこの規定は、省庁住宅の地方ソビエトへの移管構想と省庁ないしは企業の利害調整を図ったもの、と説明されていることである[32]。つまり、住宅が地方ソビエトに移管されても、自らの従業員に住居を供与するという企業の利益を保障することによって企業ないしは省庁に移管に応じやすくさせるための規定であるというのである。このことから、省庁から地方ソビエトへ引き渡さ

れた居住面積をめぐって生ずる企業ないしは省庁と地方ソビエトとの法的関係に、将来行なわれるべき全面的移管段階における企業ないし省庁と地方ソビエトの法的関係の、いわば〝雛形〟としての意味が与えられていると言える。

以上、三点の理由から地方ソビエトへの居住面積の一〇％引き渡しには、省庁住宅の地方ソビエトへの移管に向けてのひとつのステップとしての意味があるといえる。[33]

ところで、省庁ないし企業はいかなる場合においても、この居住面積一〇％引き渡し義務を負うかというとそうではない。まず、当該企業に居住条件改善を必要とする大祖国戦争の身体障害者および死亡した兵士の家族がいて、それらの者に企業が住居を供与する場合には、右住居は地方ソビエト執行委員会に引き渡されるべき居住面積に算入される。[34] したがって、その部分だけ企業側は地方ソビエト執行委員会への引き渡しを免れることになる。また、次の五つの場合には、引き渡しがそもそも免除されている。すなわち、①当該住居がソ連邦国防省の機関に属する場合、[35] ②労働参加により住宅が建設された場合、[36][37] ③企業フォンドにより住宅が建設された場合(次に述べるcタイプ)、④社会的住宅フォンド、⑤その他政府決定により引き渡しが免除されるとされた場合[38]には、引き渡しが免除される。

さて、一九七〇年九月七日決定および一九四五年九月二一日決定により、省庁から地方ソビエトへの一定面積（最大六％プラス一〇％＝最大一六％）の引き渡しが完了すると、省庁ないし企業が自己の労働者に供与できる居住面積が確定される。この居住面積については、恒久的に――〈基礎4・3〉に基づき、移管についていかなる規範が設定されるかによるが、そのような規範がいまだ定められていない現状では――省庁が管理権を有する。

c　企業フォンドにより住宅が建設された場合

この場合には、既に述べたように、企業は地方ソビエト執行委員会への居住面積一〇％引き渡し義務を免除されている。またaタイプのように最大八％までの地方ソビエトによる居住面積の留保もない。すなわち、建設された居住面積すべてが企業の管理下におかれ、当該企業において居住条件改善必要者として登録されている者に供与される。[39][40]

二　以上のような手続を経て、企業が自らの労働者に供与し得る居住面積が確定すると、供与手続が開始されることになる。ここでも、建設態様のちがいが手続に影響を与える。a、cタイプとbタイプでは異なる。

bタイプの場合には、当該企業の管理当局と労働組合委員会が共同で供与決定を下す（基礎24・2）[41]。管理当局と労働組合委員会の間に意見の不一致がある場合には、それぞれの上級機関によって決定が下される（ロシア規則38）。いずれにしても供与決定が下された場合には、その決定は地方ソビエト執行委員会によって承認されなければならない（基礎24・1）。企業の供与決定に対して地方ソビエト執行委員会に異議がある場合には、執行委員会は右供与決定を再検討させるべく企業に、つき返すことになる。その際、執行委員会の意見書が添付される。企業側はこの意見書を考慮しつつ再度検討し、再び供与決定を執行委員会に提出する。しかし、それでもなお執行委員会が承認できない場合には、それぞれの上級機関（市内区ソビエト執行委員会対共和国省管轄企業の場合であれば、市ソビエト執行委員会と共和国の省）によって解決されることになる[42]。このような過程からわかるように、地方ソビエト執行委員会は、企業側の決定内容に対していかに不満があっても、自らの裁量で企業側の決定内容を変更する（企業の供与者リストにない者をリストに載せたり、企業の供与者リストから特定の者を抹消したりする）ことはできない（ロシア規則40・1）。

他方、a、cタイプの場合は、当該企業の管理当局と労働組合委員会の共同決定により供与決定がなされる点ではbタイプと同じであるが、この決定が地方ソビエト執行委員会によって承認される必要がなく事後通知で足りる点でbタイプと異なる（基礎24・1）。したがって、a、cタイプの場合はbタイプと比べ適正な住居供与に対する地方ソビエトの監督はより弱いものとなる。

一方は地方ソビエト執行委員会の承認を要し、他方は事後通知で足りるという、a、cタイプとbタイプのこのちがいは、「企業フォンド」の論理で一応の説明が可能と思われる。つまり、a、cタイプの場合、住宅建設のために企業が出資する資金の源泉は企業フォンドであるが、この企業フォンドとは、企業が企業自身および自己の労働者のために自由に処分することのできる財源であり、したがって、企業フォンドにより建設された住宅もまた企業の自由な処分に委ねられるべきであって、そこに地方ソビエトが介入するのは適当ではないと考えられているものと思われる。これに対し、bタイプの場合には、住宅建設の財源は中央集権的基本投資であるため企業フォンドの論理は働かず、したがって、a、cタイプと区別されることになる。

ところで、a、cタイプの場合、住居供与決定が地方ソビエ

ト執行委員会への事後通知で足りるということについては、今少し考えておきたい点がある。それは、事後通知で足りるとされているために、既に述べたように地方ソビエトの監督が弱まり、そのことによって、住宅法が予定していない、あるいは、住宅法によって排除されるべき否定的な現象の生じる余地が与えられているのではないかということである。つまり、たとえば、所定の登録手続にしたがって登録者リストが適法に作成されたとしても、供与の際に登録順位が守られなかったり、あるいはまた居住面積規準（前節(三)(1)参照）をこえた居住面積の供与がなされるといった事態が起こり得るものと思われる。さらに本節の登録手続において述べたこと、すなわち、法令上何ら根拠がないにも拘らず、企業によっては――とりわけ業績のよい企業においては――法令で定められている登録規準面積以上の規準で登録がなされているという事実を想起されたい。そうすると、a、cタイプの住宅にあっては、二重の手続違反、すなわち登録手続にも違反し供与手続にも違反した住居供与がなされ得る可能性が出てくる。たとえば、登録規準面積以上の面積の住居に居住していながら登録され、さらにその者に対し居住面積規準以上の住居が供与されるという事態が起こり得る。そしてこのような事態は、実は多かれ少なかれ現実に起こっているものと推察される。[43] 国有住宅における一人あたりの平均居住面積が八平方米前後と推定される今日――したがって、まだかなりの市民が居住面積規準（一人あたり一二平方米）を下回った住居に居住し、また平均居住面積（〈モスクワ16〉では一人あたり五平方米未満）をこえているために居住条件改善の可能性が制限されている者もかなりいると考えられる今日――、このような事態は、適正手続の担保あるいは平等の観点から検討を要すと言わなければならない。四章および終章で一定の検討を試みたい。

(四)入居許可証の交付、住居賃貸借契約の締結

企業の供与決定が、地方ソビエト執行委員会によって承認され（前項で示したbタイプの場合）、あるいは、地方ソビエト執行委員会に通知される（a、cタイプの場合）と、入居許可証が地方ソビエト執行委員会によって交付される。入居許可証交付後の手続は、当該地域に住宅利用管理署が組織されていない場合に、住居を供与した企業自身が賃貸人になる（基礎26・1）点を除けば、地方ソビエト住宅の場合と全く同じである。

(1) 〈ロ住43・2〉によれば、「ソ連邦およびロシア共和国の法令によって定められた場合には、当該企業・施設・組織の労働集団に直接サーヴィスを提供する、医療業務に従事する者、文化、教育施設・公共給食企業・その他の企業・施設・組織の従業員は、〔当該企業・施設・組織において〕登録される」。このような措置がとられるのは、企業住宅はあるが地方ソビエト住宅が整備されていない地域においてであると思われる。См. Ландкоф, др., Указ. соч., с. 174.

(2) 〈ロシア規則10・1〉。因に、年金受給資格は、㋑男子で六〇歳、女子で五五歳に達するか、または㋺男子で二五年以上、女子で二〇年以上勤続するか、のいずれか満たせば発生する。См. Юридический энциклопедический словарь, М., 1974, с. 247-248.

(3) 工場委員会住宅＝生活小委員会規程（一九六三年一二月三〇日全連邦労働組合中央評議会承認）。См. Жилищно-бытовая работа профсоюзов, М., 1979, с. 14.

(4) См. Толстой, Указ. соч., с. 29.

(5) 地方ソビエト住宅と企業住宅の差についての記述は、ソ連科学アカデミー国家と法研究所元研究員ヴェ・バトゥレンコ氏からの聞き取りに依る。

(6) バトゥレンコ氏は、「このような格差はソビエト住宅法がかかえるアクチュアルな問題のひとつ」とされ、「このような不平等が省庁フォンド住宅の地方ソビエトへの移管〔〈基礎4・3〉〕の有力な根拠となっている」と指摘される。

(7) 「労働立法の基礎」第一三条。例外的に労働者の同意を要さない場合は、生産上の必要がある場合の一ヵ月以内の転籍・配転、操業停止の場合（この場合も一ヵ月以内）、懲戒の一方法として行なわれる場合（この場合は三ヵ月以内）である。ただし、前二者の場合には同一居住地域内での転籍・配転にのみ、懲戒の場合は同一地域かつ同一企業内でのみ許される。つまりおよそ他の居住地域への転籍・配転には同意が必要ということになる。См. Комментарий к законодательству о труде, М., 1981, с. 47, 130.

(8) См. Ландкоф, др., Указ. соч., с. 172.

(9) 指定された職場が修得した技術、技能に合致しない場合、「若い専門家」は学校を管轄する省庁の委員会によって他の適切な職場に配置される（高等、中等専門教育施設を修了する若い専門家の共和国相互間、省庁相互間の配置についての規程第三一条）。См. Жилищно-бытобая работа профсоюзов, М., 1985, с. 181.

(10) См. Ландкоф, др., Указ. соч., с. 173.

(11) Кушина, Указ. соч., с. 86.

(12) Там же.

(13) たとえば、〈モスクワ14〉は次のように規定している。「企業・施設・組織（〔これらは〕管理当局と労働組合工場委員会の共同決定にしたがって）、地方ソビエト執行委員会は、労働規律違反・計画の不達成・社会的秩序違反・その他の違法行為を犯した者に対する居住面積の供与をよりおそい時期に延期する権限を有する」。

(14) 〈基礎4・3〉は次のように規定している。「……都市および都市型集落にある省庁住宅フォンドの家屋は、ソ連邦大臣会議および連邦構成共和国大臣会議によって定められる手続と期間に地方人民代議員ソビエトに漸次移管される」。

(15) СП СССР, 1970, No. 16, ст. 128.

(16) См. Замятин В., Жилищное законодательство,《Советы народных депутатов》, 1984, No. 4, с. 94; Ландкоф, др., Указ. соч., с. 25–26.

(17) См. Басин Ю. Г., Усиление гарантий защиты жилищных прав граждан,《СГиП》, 1982, No. 1, с. 15.

(18) См. Толстой, Указ. соч., с. 19.

(19) См. Жилищно-бытовая профсоюзов, М., 1985, с. 186.

(20) См. Там же.

(21) См. Литовкин(1975), с. 136.

(22) СП СССР, 1965, No. 4, ст. 22.

(23) См. Литовкин (1975), с. 135.

(24) 「大祖国戦争の身体障害者」の範囲およびこれと同視される市民のカテゴリー、ならびに「死亡した兵士の家族」の範囲およびそれと同視される市民カテゴリーの範囲は漸次広げられている。現在の状況については前節註(22)参照。

(25) См. Ландкоф, др., Указ. соч., с. 26.

(26) 本節註(14)参照。

(27) 前節註(22)参照。

(28) См. Толстой, Указ. соч., с. 18–19.

(29)《Бюллетень Верховного Суда РСФСР》〔Далее:《ВВС РСФСР》〕, 1971, No. 9, с. 3–4. この事案は、原告X工場が、四五年決定にしたがって地方ソビエト執行委員会に対して引き渡した居住面積に対する執行委員会の入居者決定権は一回きりであるという理由から、Y_1（キーロフ市レーニン地区ソビエト執行委員会）に対しY_2（四五年決定にしたがってXからY_1に引き渡された居住面積に生じた空き住居を供与された市民）に交付された入居許可証の無効確認を、Y_2に対し立退を求めたものである。一審、破棄審とも請求棄却＝確定。これに対しソ連邦検事総長代理が異議申立（プロテスト）をしたが、ロシア共和国最高裁判所幹部会は、地方ソビエト執行委員会の入居者決定権を一回きりとする根拠はないとして確定判決を維持した。

(30) См. Толстой, Указ. соч., с. 19; Ланлкоф, др., Указ. соч., с. 38-39.

(31) 《Правда》, от 14 марта 1971г.

(32) См. Басин, Указ. соч., с. 15.

(33) 居住面積一〇%引き渡し制度が、現在、有する二つの意味（大祖国戦争の身体障害者等に対する優先的住居供与のための居住面積確保という意味と「移管」への一ステップという意味）のうち、いずれの比重が大きいかについては、必ずしも明らかではない。それが明らかになるためには、引き渡された居住面積に空きが生じた場合、一般被登録市民（大祖国戦争の身体障害者等以外の市民）がそこへどれだけ入居しているかが明らかにされる必要があるが、その点についての情報は、管見の限り、ない。しかしながら、①〈基礎20〉において大祖国戦争の身体障害者、死亡した兵士の家族が第一順位権者とされているところからみて彼らが依然相当数存在していると思われること、②彼らと同視される市民の範囲は漸次広げられてきていること、③同視され得るカテゴリーの中には大祖国戦争に限らず、「軍事上の職務遂行に際して受けた傷が原因で身体障害者となった軍勤務者」も含まれているから、たとえばアフガニスタンへの軍事介入に際して身体障害になった者も特典享有者となる可能性があり、したがって省庁から引き渡された居住面積の中から優先的に住居が供与される市民は必ずしも時の経過とともに減少しているとは言いきれないこと、④七一年のロシア共和国最判（本節註(29)）は、省庁から引き渡された居住面積に空きが生じた場合にそこへいかなる市民を入居させるかは地方ソビエト執行委員会の裁量に委ねられるが、同時に省庁から引き渡された居住面積は特定の市民カテゴリーへの優先供与のためのものであることも地方ソビエトは念頭に置かなければならないとしていること、等から、一〇%居住面積引き渡しの意味は、主として前者、すなわち優先権をもつ特定のカテゴリーの市民のための面積確保にあるとみる方が、現時点においては、根拠のあることと思われる。

(34) СП СССР, 1970, №16, ст. 128.

(35) См. Толстой, Указ. соч., с. 17.

(36) См. Там же, с. 18.

(37) 労働参加による住宅建設とは、企業の労働者およびその家族が住宅建設作業に実際に参加することで住宅を建設することをさす。参加労働者には、住宅完成後、労働者と管理当局との間で事前に締結された契約と建設労働に対する寄与度にしたがって住居が分配される。このようにして建設された住宅は、省庁フォンド住宅の一ヴァリアントをなす。五〇年代後半からしばらくの間かなり普及した建設形態であるといわれる（一九五七年七月三

一日決定――一章二節参照――ではこの形態の強化が打ち出されている)。しかしながら、企業労働者という、いわば建設の素人が建設にあたるため、住宅の質が悪かったり、建設予定期間が守られない、等の弊害があり、現在ではこの建設方式はほとんど行なわれていないといわれる。См. Толстой, Указ. соч., с. 30-34.

(38) Свод законов СССР т. 3, с. 48.

(39) СП СССР, 1965, No. 19 = 20, ст. 155.

(40) 第一章一節で行なった国有住宅フォンドの細かい分類における「⑥複数の企業からの住宅建設費を集中させ、省庁が統一注文者となって建設された住宅」は、建設費のすべてが企業フォンドによる場合、このタイプに属する。したがって地方ソビエトへ引き渡される居住面積はゼロである。しかし、企業フォンドだけでは不十分で、中央集権的基本投資も合わせて建設された場合には、全建設費における中央集権的基本投資の占める割合に応じて地方ソビエト執行委員会に一定面積が引き渡される。たとえば、中央集権的基本投資が五割をしめていた場合には、建設された全居住面積の五割の一〇%、したがって五%の居住面積が執行委員会に引き渡される。См. Ланцкоф, др., Указ. соч., с. 37.

(41) 管理当局と労働組合委員会の共同決定によるという点は新しいことではない。既に〈ロ民296・1〉あるいは「ロシア共和国労働法典」第二三〇条二項一〇号に定められている。

(42) См. Толстой, Указ. соч., с. 29.

(43) 本文前出の《イズヴェスチヤ》には、「都市の組織の指導者の中には、法令を無視して、入居許可証もなく大きなフラットを占有している者がいる」という指摘がなされている。

補節　国防省（等）の居住面積確保と軍勤務者への住居供与

一　国防省も一つの省である以上、独自の住宅フォンドを有し得る。しかし、国防省が管轄する居住面積の確保のされ方は一般の省庁フォンド住宅の場合と異なって、次の三つの点で際立った特色をもっている。

第一に、一般の省庁フォンド住宅の場合、建設された住宅の全居住面積のうち一〇%を地方ソビエト執行委員会に引き渡す義務を省庁ないし企業は負っているのに対し、国防省の機関はこの義務を免除されている。[1] すなわち建設された住宅の全住居

面積を国防省の軍人、職員・労働者に供与することができる。国防省に対し認められたこの優越的地位は、国防省だけではなくソ連邦大臣会議のもとにつくられている国家安全委員会KTBが管轄する、国境警備隊、ならびに内務省が管轄する内務保安部隊にも与えられている。(2)

第二に、地方ソビエトおよび国防省以外の省庁は、自らの住宅フォンドの一定部分を国防省に引き渡す義務を負っている。(3) つまり国防省は自らのために中央集権的基本投資により建設された住宅の居住面積のすべてを自らの処分распоряжение下に置くのみならず、それ以上の居住面積をも処分下に置くことができるのである。逆に言えば、地方ソビエトといえども自らのために建設された住宅のすべてに対し処分権をもつものではない。また、一般の省庁は、前節で述べた地方ソビエト執行委員会への居住面積一〇%プラス最大六%の引き渡しのうえにさらに国防省へ一定面積を引き渡す義務を負うのであり、したがって自らが処分できる居住面積の範囲はさらに限られたものになる。このようにして国防省に引き渡された居住面積は、恒久的に国防省管轄となり、したがって、後に右居住面積が明け渡された場合でも、そこにいかなる者を入居させるかについては国防省の住宅管理機関の決定に委ねられることになる。(4) なお、企業フォンドにより建設された住宅については、一九六五年の社会主義的国営生産企業規程により、全居住面積の処分が企業に委ねられているので、企業は国防省への引き渡し義務を免除されている。(5)

第三に、将官・佐官・尉官クラスの軍勤務者およびそれらの者の家族が占有する住居はこれらの者が占有した時点で、従来この住居をいかなる機関が管轄していたかに拘らず、その管轄は国防省に移る。(6) たとえば、将校が非軍勤務者の女性と結婚し、女性の居住している住居に入居した場合にはその住居は国防省の管轄となる。そして、このようにして一旦住居が国防省の管轄に移ると、その住居から軍勤務者が他へ移り住んだ場合でも、空いた住居にいかなる者を入居させるかについての決定権は国防省側がもつ。要するに、地方ソビエトおよび一般の省庁は、国防省への引き渡しのほかに——省庁の場合はさらに地方ソビエト執行委員会への一〇%プラス最大六%の引き渡しがある——さらに軍勤務者の入居という偶然的事情による国防省への住居の引き渡しを甘受しなければならないことになる。(7)

以上が国防省（等）の居住面積確保における特徴である。ここから、国防省（等）の住居は、省庁住宅フォンドのひとつを構成するものであるにも拘らず、地方ソビエトへの居住面積一

○%の引き渡しを免れている点で、また他の機関（地方ソビエト、一般の省庁）から居住面積を得られる点で、住宅法上極めて特殊な存在であることがわかる。

二　軍勤務者に対する住居の供与については、当該軍勤務者が軍管区内に居住している場合と居住地域に居住している場合に分けて考える必要があるが、前者については不明というほかない。というのは、〈基礎〉にしろ〈ロ住〉にしろおよそ住宅法令と呼ばれるものの規制対象は居住地域に存する住宅フォンドの供与、利用、管理であって、軍管区におけるそれについての言及はないからであり、また、管見の限り、軍管区内部の住宅がいかに供与、利用されるかについて触れた法令は見当らない――おそらく秘密事項とされていると思われる――からである。したがって、ここでは軍勤務者が居住地域に居住している場合に限って供与手続をみていくしかない。

(1)　一口に軍勤務者военнослужащиеといっても、そこには、職業的なそれと徴兵により一時的に軍勤務を命じられた場合のそれがある。これらのうち国防省の住宅が供与され得るのは、前者、すなわち職業的軍勤務者だけである。[8] 一時的な軍勤務者については、軍勤務者としての特徴は、住宅供与の局面ではあらわれてこない。一般市民と同視し得る。すなわち、地方ソビエトから住居を供与されるか、あるいは、徴兵前に就職していれば、勤務先から供与されるかである。これに対し職業的軍勤務者の場合は全く異なる。二つの特徴を指摘しておきたい。

まず、何より重要な点は、職業的軍勤務者には必ず住居が供与される、ということである。[9] 要するに、彼らは、住居供与の順番を待つ必要がない。このような供与を可能にする理由は、まさに本節一で示した国防省独特の居住面積の確保のしかたにあると考えられる。そのなかで、特に重要と思われるのは、地方ソビエト執行委員会、省庁に義務づけられた、国防省への一定面積の引き渡しである。ここで言う一定面積がどの程度のことなのかは、このことを定めた法令が公表されていないので、不明というしかないが、おそらくは、〝国防省の必要に応じて〟ということではないか、すなわち、国防省の住宅フォンドが、職業的軍勤務者に供与するに不十分な場合、国防省は地方ソビエト執行委員会および省庁に一定面積の引き渡しを要請し、地方ソビエト執行委員会、省庁の側はこの要請を拒むことができない、ということではないか、と思われる。このようにでも考えない限り、職業的軍勤務者に必ず住居が供与されることの説明は困難であろう。

第二の特徴は、供与の手続についてみられる。すなわち、国

防省の住宅の住居供与においては、まず、軍の住宅管理機関が供与者を決定し、次いで、それを部隊の司令官が承認し[10]、この承認を受けて軍の住宅管理機関が入居許可証を交付する、という手続がとられる[11]。一般の省庁住宅の場合と比べると次の二つの点が特徴的である。ひとつは、労働組合の参加がないこと、いまひとつは、地方ソビエトの関与がないことである。もっとも、省庁住宅の場合にも供与決定に対する地方ソビエト執行委員会の承認が不要の場合があったが、その場合でも、地方ソビエト執行委員会への供与決定の事後通知という、消極的なものではあるが執行委員会の一定の関与、があったことを想起すれば、やはり特徴的といわなければならない。

(2) 以上は現役の軍勤務者の場合であるが、退役あるいは予備役となった軍勤務者に対する住居供与にも特別の定めがある。一九八一年二月一七日に承認された「軍勤務者、予備役者、軍務を退役した者およびそれらの家族のための特典規程[12]」第一九条に次のような規定がある。

「年齢、健康状態または定員削減により予備役あるいは退役となった服務年限をこえた軍勤務者、准尉、尉官・佐官・将官は、地方人民代議員ソビエト執行委員会により居住面積を（この居住面積がいかなる官庁に帰属しているかを問わず――ただし国防省、ソ連邦国家安全委員会、内務保安部隊に帰属している居住面積は例外――）第一順位で、かつ現行住民登録手続を考慮して選ばれた居住場所に到着した月から三ヵ月以内に保障される。

この際、服務年限をこえた軍勤務者、准尉に対する居住面積の保障は、彼らが暦年で二〇年以上現役軍務に就いていたことを条件に前項の手続にしたがってなされる[13]」。

この規定の重要性は、次の点にある。すなわち、勤続二〇年以上の准尉以下の軍勤務者、および勤続年数に関係なく尉官・佐官・将官クラスの軍勤務者で退役あるいは予備役となった者には、既述〈基礎20〉の列挙する第一順位権者（本章第一節(二)二参照）よりもさらに優先して住居が供与される点である。モスクワ市の実務において、〈基礎20〉の列挙する第一順位権者のうちで最も優先度の高いのは大祖国戦争の身体障害者であったが、それでも登録後一年以内であった（同上四参照）ことを想起すると、退役あるいは予備役となった右軍勤務者は極めて優遇されているといえる[14]。

ところで、右に示したような「特典規程」があるために、軍管区から移転してくる退役軍勤務者を受け入れる居住地域の地方ソビエト執行委員会は、彼らに優先的に住居を供与するため

に居住面積の確保を迫られることになる。地方ソビエト住宅だけでこの必要に応えられる場合には問題はないが、応えられない場合には、地方ソビエトは同地域に存する企業に協力を要請することになる。右規程第一九条の「居住面積がいかなる官庁に帰属しているかを問わず」という文言の意味はまさにこの点にある。そのために地方ソビエトは、受け入れなければならない退役あるいは予備役となった軍勤務者の数および彼らに早急に住居を保障する必要性を考慮して、地方的規準(ノルマ)を定める。[15] 企業等が退役あるいは予備役となった軍勤務者に自らの居住面積のうちどの程度をあてる義務を負うかは、地域と時期により異なるが、[16] 現在は一〇%以下の割合で地方的規準(ノルマ)が定められているといわれる。[17]

(1) См. Толстой, Указ. соч., с. 17-18.
(2) См. Там же, с. 20.
(3) См. Литовкин (1975), с. 137.
(4) См. Там же.
(5) См. СП СССР, 1965, No. 19 = 20, ст. 155.
(6) 一九三八年一〇月二一日付ソ連邦人民委員会議決定。См. Законодательство о жилищно-коммунальном хозяйстве т. 1, М., 1972, с. 535; Литовкин (1975), с. 137.
(7) См. Там же, с. 137-138.
(8) См. Ларкин И. И., О льготном обеспечении жилой площадью военнослужащих и членов их семей,《СГиП》, 1976,No. 10, с. 134.
(9) См. Литовкин (1975), с. 137.
(10) См. Там же; Ларкин, Указ. соч., с. 138.
(11) См. Там же.
(12) СП СССР, 1981, No. 11, ст. 64.
(13) この規定の内容は、СП СССР, 1960, No. 3, ст. 15およびСП СССР, 1963, No. 4, ст. 48に盛られた内容の再現といってよい。つまり、退役あるいは予備役となった一定の軍勤務者に対する優先的住居供与は一九六〇年以来のものである。八一年に新たな「特典規程」がつくられたのは、住居供与以外の領域での特典の修正、および複数の政府決定で定められていた特典を一本の「規程」にまとめるためと考えられる。
(14) 第一順位権者相互間にさらに優劣をつけることに対しては学説の批判があることは既に述べた（本章第一節(二)四）。しかし、優劣をつけることに批判的な学説も、退役あるいは予備役となった軍勤務者が一般の第一順位権者に優先することは、そのことを定める法令、すなわち八一年の「特典規程」があるので適法と解している。См.

Кушина, Указ. соч., с. 87.

(15) См. Литовкин (1975), с. 136.

(16) 六〇年代初頭のソ連軍の大幅人員削減の時期は、企業ないし省庁の新たに建設された居住面積のうち、地域により五～一五％の範囲で退役あるいは予備役となった軍勤務者の居住用にあてられた。См. Литовкин (1975), с. 136.

(17) См. Там же. あくまでも地方的規準であるから、一九四五年九月二一日決定による省庁の地方ソビエトに対する居住面積一〇％引き渡しとは別個のものであることは言うまでもない。したがって、この地方的規準のために、企業ないし省庁が自らの労働者・職員に供与できる居住面積はさらに制限されることになる。

《Summaries of Contents》

ПРАВО ГРАЖДАН СССР НА ЖИЛИЩЕ: НА ПРИМЕРЕ ГОСУДАРСТВЕННОГО ЖИЛИЩНОГО ФОНДА (2)

Ю СИНОДА*

ВВЕДЕНИЕ

ГЛАВА 1. ПОЛОЖЕНИЕ ОБЕСПЕЧЕННОСТИ ЖИЛОЙ ПЛОЩАДЬЮ В СССР (Том 37, № 1)

ГЛАВА 2. ВОЗНИКНОВЕНИЕ ПРАВА НА ЖИЛУЮ ПЛОЩАДЬ

(1) Жилые помещения предоставляются гражданам, состоящим на учете нужающихся в улучшении жилищных условий, в порядке очередности, исходя из времени принятия их на учет. Но некоторые категории граждан (инваиды Великой Отечественной войны, Герои Советского Союза, лица, страдающие тяжелыми некоторых формами хронических заболеваний, и т. п.), состоящие на учете, используют правом на получение жилых помещений в первую очередь.

Граждане, принятые на учет по месту работы (в отличие от граждан, состоящх на учете исполкома местного Совета) снимаются с учета в случае прекращения трудовых отношений с предприятием, учреждением, организацей. Кроме того, им очередность на получение жилых помещений может быть перенесена на более поздние сроки за злостное нарушение трудовой дисциплины, пьянство, хулиганство и т. п.. Это, мне представляется, заслуживает внимание при рассматрении о отношении двух начал — принципа распределения благ по труду и гуманистического принципа (исходя из значмости жилища в жизни человека).

(2) Жилищные органы ежегодно составляют списки граждан, которым намечается предоставление жилой цлощди в текущем году. На основании этих списков жилищные органы решают вопрос о предоставлении жилых помещений. Гражданам, состоящим на учете исполкома местного Совета, жилые помещения предоставляюся по решению исполкома. А гражданам, состоящим на учете по месте работы, — по совместному решению администрации и профсоюзного комитета предприятия, учреждения, организации, утвержденному исполкомом местного Совета. В случаях, когда дом строится за счет средств предприятий и организаций или с привлечением в порядке долевого участия средств предприятий и организаций, — по совместному решению администрации и профсоюзного комитета с последующим

* Аспирант юридического факультета Хоккайдо университета.

сообщением исполкоме соответствующего Совета о предоставлении жилых помещений для заселения.

(3) На основании решения о предоставлении жилого помещения в доме государственного фонда исполком местного Совета выдает гражданину ордер, который является единственным основанием для вселения в предоставленное жилое помещение. Ордер порождает жилищное (гражданское) обязательство. Поэтому признать его недействительным может только суд. (Продолжение следует)